

令和5年第4回定例会
新冠町議会会議録
第1日（令和5年12月12日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-----|--------|--------------------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | | 行政報告（町長・教育長） |
| 第 5 | 報告第11号 | 例月出納検査等の結果報告について |
| 第 6 | 認定第 1号 | 令和4年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7 | 認定第 2号 | 令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 8 | 認定第 3号 | 令和4年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 9 | 認定第 4号 | 令和4年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について |
| 第10 | 認定第 5号 | 令和4年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第11 | 認定第 6号 | 令和4年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について |
| 第12 | 認定第 7号 | 令和4年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第13 | 承認第13号 | 専決処分について（町道の路線変更） |
| 第14 | 承認第14号 | 専決処分について（令和5年度新冠町一般会計補正予算） |
| 第15 | 議案第49号 | 指定管理者の指定について（デイサービスセンター） |
| 第16 | 議案第50号 | 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第17 | 議案第51号 | 医療職及び福祉職養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例について |
| 第18 | 議案第52号 | 新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 第19 | 議案第53号 | 新冠町特別会計条例の一部を改正する条例について |
| 第20 | 議案第54号 | 新冠町簡易水道設置条例を廃止する条例について |

- 第21 議案第55号 新冠町下水道設置条例を廃止する条例について
- 第22 議案第56号 新冠町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第23 議案第57号 新冠町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第24 議案第58号 新冠町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第59号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第60号 朝日地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第27 議案第61号 社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 第28 議案第62号 令和5年度新冠町一般会計補正予算
- 第29 議案第63号 令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
- 第30 議案第64号 令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
- 第31 議案第65号 令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
- 第32 議案第66号 令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第33 議案第67号 令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
- 第34 議案第68号 令和5年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

閉議宣告

◎出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 竹中進一君 | 2番 酒井益幸君 |
| 3番 中山千鶴子君 | 4番 村田貞光君 |
| 5番 但野裕之君 | 6番 秋山三津男君 |
| 7番 武藤勝圀君 | 8番 中川信幸君 |
| 9番 長浜謙太郎君 | 10番 武田修一君 |
| 11番 氏家良美君 | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町	長	鳴	海	修	司	君
副	町	山	本	政	嗣	君
教	育	奥	村	尚	久	君
総	務	佐	藤	正	秀	君
企	画	佐	渡	健	能	君
町	民	谷	藤		聡	君
保	健	島	田	和	義	君
産	業	鷹	嘴		寧	君
建	設	関	口	英	一	君
建	設	寺	西		訓	君
農	業	山	谷		貴	君
会	計	今	村		力	君
診	療	杉	山	結	城	君
特	別	竹	内		修	君
町	有	湊		昌	行	君
管	理	新	宮	信	幸	君
社	会	工	藤		匡	君
総	務	小	林	和	彦	君
企	画	下	川	広	司	君
保	健	八	木	真	樹	君
税	務	小	久	保	卓	君
産	業	曾	我	和	久	君
建	設	磯	野	貴	弘	君
管	理	伊	藤	美	幸	君
管	理	楫	川	聡	明	君
社	会	佐	々	木	京	君
社	会	坂	元	一	馬	君
建	設	渡	邊	洋	平	君
代	表	岬		長	敏	君

◎議会事務局

議	会	事	務	局	長	田	村	一	晃	君			
議	会	事	務	局	総	括	主	幹	三	宅	範	正	君

(午前9時59分 開会)

◎開会宣告

○議長（氏家良美君）皆さんおはようございます。ただいまから令和5年第4回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（氏家良美君）直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君）議事日程を報告致します。
議事日程は御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、長浜謙太郎議員。10番、武田修一議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（氏家良美君）日程第2、会期の決定を議題と致します。
お諮りいたします。本定例会の会期は本日から12月18日までの7日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君）異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月18日までの7日間と決定いたしました。

お諮りいたします。議案等調査のため、12月13日、14日及び12月16日、17日を休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君）異議なしと認めます。
よって、12月13日、14日及び12月16日、17日を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（氏家良美君）日程第3、諸般の報告を行います。
町長から御手元に配付のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。次に、第3回定例会において可決された意見書は、関係機関へ提出しており、一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況、及び今定例会の説明の報告については、御手元

に配付のとおりですので御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（氏家良美君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長及び教育長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、令和5年第4回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かと御多用の中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、令和5年第3回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従い報告申し上げます。

はじめに、災害時における機器の調達に関する協定の締結についてご報告いたします。

この度、協定を締結した相手方は、新ひだか町に営業所を有する、株式会社カナモト、株式会社共成レンテム及び北海産業株式会社の3社であり、3社は建設機器等のレンタル事業を行っており、多岐にわたる設備・機器を常時保有しております。新冠町で災害が発生した場合において、それらの設備・機器を優先的に提供いただけるか打診を行ったところ、3社ともに快諾をいただき、令和5年12月8日付にて、3社とそれぞれと災害時における物資供給に関する協定を締結いたしました。当協定は、町内において地震、津波、風水害等の災害が発生した場合に、当町からの要請に基づき、必要となる発電機、水中ポンプ、暖房機器や仮設トイレなどの設備・機器を迅速かつ優先的に供給していただくものであり、災害時においては、当町にとって大きな援助になると考えております。今後におきましては、当協定を契機とし、株式会社カナモト、株式会社共成レンテム及び北海産業株式会社との相互の支援、受援の体制について連携を深め、緊急時に備えて参りたいと存じます。

次に、新冠町合葬墓の供用開始についてご報告いたします。

私の二期目の公約事業でもあります合葬墓は、昨年度から整備検討を進めてまいりましたが、このたび工事が完成し、本年10月1日から供用を開始しました。合葬墓建立は、墓の継承問題などを抱えている町民の要望や、無縁納骨堂に安置されてきた先祖のご遺体を土に帰したいという新冠アイヌ協会の要望に応えるため、国の交付金事業を活用して判官館霊園内に整備したもので、将来に向けて安心して暮らせるまちづくりを目的としたものでございます。10月1日の供用開始日には、新冠アイヌ協会主催の納骨式が行われ、無縁納骨堂に安置されてきました847体のご遺骨が合葬墓に納骨されたほか、翌2日からは施設の使用申請の受付を開始したところであります。11月末日現在で5件、17体のご遺骨の申請を受けているほか、30件を超える問い合わせを頂いているところでございます。次年度に向け、引き続き周知を図りながら、合葬墓の利用に結び付けて参る所存

でございます。

次に、令和6年度における泉駐在所廃止にともなう朝日駐在所との統合についてご報告いたします。

本年8月23日、静内警察署長から本年度をもって泉駐在所を廃止し、翌年度からは朝日駐在所と統合する旨の報告を受けました。具体的には、この度の統合により朝日駐在所を2名体制とし、両駐在所の管轄地区を担当するという内容で、私としては唐突感を否めない報告でしたので、次の2点について確認させていただきました。1点目として、統廃合を行う理由と今後の業務に係る影響について、2点目に地域住民への丁寧な説明の考えについて確認いたしました。警察署からの回答は、今回の統廃合計画は、道警本部において数年前から検討されていたことで、人口減少や過去の事件発生件数を考慮し、職員の適正配置を行うものであること。また、統合により駐在所までの距離は遠くなりますが、これまでとの業務の変更はなく、2名体制となることによって担当警察官の休日も地域のパトロールが可能となるなどのメリットもあることに加え、泉駐在所管轄の地域住民に対しては説明会を開催する考えである旨、説明を受け、致し方ないものと理解しましたが、改めて地域への丁寧な説明をお願いしたところでございます。その後、静内警察署から、関係団体への説明を受け、11月15日に泉生活館において地域説明会を開催する旨の報告を受けましたので、その会議に町職員も同席させたところであります。説明会には地域から6名の参加があり、出席者からは、駐在所の存続を求める意見に加え、地域の意見集約がなかったことや、説明会開催時期への不満などの意見が出されましたが、警察署からの説明により最終的には統廃合への理解が得られたとの報告を受けたところでございます。また、静内警察署からは、明年4月以降、朝日駐在所に勤務する警察官が1名増員となるため、朝日小学校の教員住宅を、職員住宅として貸与してほしい旨の要請も受けたところから、貸与に向け協議を進めるよう関係課に指示したところでございます。なお、泉駐在所管轄の地域の皆様にとっては、不安な点も多くあろうかと存じますが、町は今後とも地域との対話を重視し、安心安全で住みよいまちづくりを推進してまいりますので、不安な点や不自由な点などがございましたら役場にお申し出いただき、共に改善を図ってまいりたいと存じますのでご理解をお願いいたします。

次に、令和5年度一次産業の概況についてご報告いたします。

令和5年度一次産業の概況につきまして、本年11月30日現在の新冠町農協及びひだか漁協取り扱いの販売実績によりご報告申し上げますので、御手元にお配りした資料をご覧頂きたいと存じます。なお、農協数値につきましては、各市場からの報告に時間を要するなど30日現在での見込みということでご理解願います。

はじめに農産部門です。水稻につきましては、6月上旬に日照不足となったものの、それ以降はおおむね高温多照で経過したことから、生育は順調に進みましたが、高温や倒伏による品質低下がみられた結果、胆振日高地方における作況指数は104となり、作柄は、やや良でございました。当町におきましては、高齢等の理由により水稻作付けを移譲した

方や水稻から他の作物へ転換された方が3戸いらっしやったため、作付面積は前年から3.2ha減少しました。これにより生産量も減少し、農協取扱数量は前年を53トン下回る460トンで、販売金額は前年を850万円ほど下回る9617万3850円でございます。なお、製品につきましては、色彩選別機を活用した丁寧な調整に努められ、全量が一等米でございます。

次に、そ菜でございますが、販売金額の総額は13億2314万620円と前年から2億8400万円ほど上回りました。このうち基幹作物でありますピーマンは、新規就農で2戸増加したことにより、作付面積は前年より1.06ha増加の25.44haとなりました。作柄は、豊作年となりました一昨年と同程度の反収となり販売単価もキロ当たり前年を92円上回りました。販売数量は前年を175トン上回る2333トンとなり、販売金額は12億6756万6687円で過去最高値となりました。アスパラにつきましては作付を休止した農家が1戸で作付面積では前年より0.6haの減少となっております。作柄は春先の低温により反収が前年を下回り、販売数量は前年より6トン減少し、販売金額は2910万6014円で前年から550万円の減少となりました。

次に、畜産部門でございます。2ページをご覧ください。はじめに、軽種馬に関してですが、本年度も多くの町内生産馬が、中央競馬、地方競馬で好走を続けており、9月にはイギリスで開催されたクラシック3冠レース、セントレジャーにおいて、字新和の有限会社パカパカファームで生産されました、コンティニューアス号が優勝いたしました。伝統あるレースでの快挙に関係者は歓喜に包まれ、新冠町に嬉しいニュースを届けていただきました。年末にかけて国内におきましても大きなレースが続きますので、1つでも多い勝ち鞍を期待したいと存じます。さて、北海道市場における軽種馬の販売状況につきましては、インターネットを始めとした市場改革に取り組まれている関係者のご努力が功を奏し好調なセール開催となりました。市場全体の売却総額は187億6347万円で過去最高額を記録しましたが、このうち、町内生産牧場の上場は515頭で、401頭が売却されており、売却率は77.9%、1頭当たり平均売却額は813万4千円と共に前年を上回り、売却総額は32億6180万円でございます。酪農につきましては、生産戸数は変わりませんが、夏季高温による乳量低下がみられ、乳量は前年から837トン減少し、乳代の引き上げはされたものの、前年を1065万7千円下回る9億989万1千円となりました。肉用牛につきましては、主力となります黒毛和牛の素牛販売市場におきまして、前年並みの891頭を売却しましたが、配合飼料価格の高騰や長引く外食需要の低下のため取引価格の下落が続いており、売却額は前年を1億660万7千円下回る5億2339万2千円となりました。また、肥育牛販売におきましても同様の理由から、売却額は前年を2662万円下回る1億736万1千円でございます。交雑種につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、水産部門でございます。3ページをご覧ください。本年4月から11月末までの漁獲状況についてご説明いたします。まず、秋さけでございますが、本年6月に公表された

道立総合研究機構さけます内水面水産試験場の来遊予測値において、えりも以西日高沿岸地域では、平年の海水温を基に予測していましたが、豊漁であった前年より約1.8%下回る程度でとどまるとの示されておりました。しかし、本年度は記録的な猛暑日が続いた影響もあり、漁期となる9月において、日高近海の平均海水温は24℃と、平年より3~4℃高くなり、さけの回帰が遅れましたことから、日高管内全体に目を向けましても過去最低水準の不漁となっております。そのため、当町においても前年を大きく下回る43トンとなり、漁獲金額も前年から1億4800万円減の3703万8499円となりました。サケは低水温を好むため、海水温が20℃を上回る状況下では、温度が低い深い海中に待機していたことと推測されております。次に、主要魚種であるタコにつきましては、漁獲・漁獲金額共に増となり、前年対比27トン増の82トン、漁獲金額は3477万円増の8677万7809円となりました。令和3年9月に発生しました赤潮の影響からか、前年は極度の不振に陥りましたが、国の赤潮対策緊急支援事業による地域の取り組みに加え、長年、北海道が主体となり取り進めているタコ産卵礁設置事業などにより、資源回復に向け、地域と関係機関が一体となり、明るい兆しが見え始めてきたと感じているところであります。また、その他の漁獲量では、前年より128トン増加し、漁獲金額も3186万円の増となっておりますが、この要因となった主な魚種はブリとサバでございます。資料に記載はありませんが、ブリが23トン増の、サバが101トンの増で、合わせて124トンの増加となり、漁獲金額においても取引価格が高値となり、ブリ、サバは前年から約3200万円の増額となったもので、こちらの要因につきましても、海水温上昇によるものと捉えております。前浜全体の漁獲量及び漁獲金額につきましては、漁獲に占める秋サケの割合が高いことから、記載のとおり前年実績を大きく下回る成績となっているところでございます。海水温の上昇は海洋環境を変化させ、魚類の生態系に大きな影響をもたらしており、今年はタコやホッキなど一部の魚種は好調であったものの、漁業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いておりますので、資源の早期回復を切に願うとともに、今後とも関係機関と連携を図りながら漁業者支援に鋭意取り組んで参る所存であります。

以上が、本年11月30日現在の一次産業の概況でございます。

次に、広報広聴事業の取組みについてご報告いたします。

まちづくりの現状報告、及び地域に関わりの大きい事業等について、行政が直接町民の皆さんに説明する場面を設定し、理解いただいた上で事業を推進することは、協働のまちづくりそして開かれた行政の推進として大切なことだと考えています。このたび、例年取組んでいる町政懇談会のほか学校統合説明会において町民の皆さんとさまざまな意見交換を行いましたので、ご報告申し上げます。まず最初に、去る10月10日、11日、12日の3日間において行われた学校統合説明会において、朝日小学校の跡利用について説明時点での決定内容を説明いたしました。今年度末をもって閉校となる朝日小学校の跡利用計画については、老朽化した地域集会施設の機能移転及びコミュニティ機能のほか、避難

所と防災機能等の役割を担う施設として活用する計画が固まっており、出席いただいた地域の方々にその旨を説明し、ご理解をいただきました。また出席者からは、大きな施設と広い敷地を考えたとき、施設が無人となることは、荒廃を招く不安があるとして施設管理人の設置を望む声があったほか、朝日の森の保護を望む声があり、閉校後の地域環境について少なからず不安を抱いていることを感じました。このような町民の声に対し、次年度以降の施設担当課を企画課と定め、役場の窓口と所管課をお知らせし、地域の不安払しょくに努めたほか、地域環境の保全にも努めるとして説明いたしました。また広報広聴事業の柱である町政懇談会を11月7日から20日までの間、34自治会、2会議体を対象として実施いたしました。各会場において冒頭まちづくりの現状について報告し、更には国保診療所移転改築工事の着工先送りについて説明した後、出席者から意見等をいただきました。国保診療所移転改築工事着工先送りについての意見は、町の未来を考える上で、賢明な判断で支持する。といった肯定的な声を多くいただき、町民の大半が町財政を含めた安定的な町の未来を強く望んでいるということを感じました。また有害鳥獣の問題など地域の生活環境に係るさまざまな事項についていただいた質問、意見については、町として真摯に向き合い、対応を検討し、現在それぞれの担当課が対応に当たっております。町政懇談会の総参加者は、86人と出席いただいた町民は決して多くはありませんが、出席した町民の方からは、町政懇談会の継続を望む声やまちづくりを考える機会になったという女性の声があるなど、対面での意見交換の意義を強く感じただいです。町民の声は、まちづくりの根幹です。町は常に町民の声に対し、誠実に耳を傾け、前向きに対応して行く姿勢であり続ける所存ですので、よろしく申し上げます。

新冠町立国民健康保険診療所改築事業の発注時期を一時見送ることについて、ご報告申し上げます。

私は、思いやりと笑顔あふれるレ・コードなまち新冠の実現を目指し、数多くの町民が望んでいた国保診療所の病床復活に取り組むとともに、老朽化の著しい施設は、消防法に基づくスプリンクラーの設置期限が差し迫っていたことから、施設本体の改築が必要と判断し、これまで改築計画を進めてまいりましたが、資材高騰などに起因する事業費の大幅な増加が見込まれるため、後年次への財政負担等を考え、発注時期を一時見送る決断をいたしました。改築計画につきましては、この間、町議会や関係機関等との協議を進め、町民の皆さんにはパブリックコメントや自治会長会議等を通じた情報提供を行いながら取り組みを進め、10月末には改築に関わる基本計画の策定及び基本設計業務を終えました。これから本格的な実施設計や本体工事に移行し、令和8年秋には新診療所での医療サービスの提供をスタートさせる計画でございました。しかし、最近の建設工事の状況は皆様も御承知のとおり、資材高騰や労力不足を要因に著しく建築費が高騰しており、道内ではラピダス事業関係を始めとする大型建設工事の発注計画に伴い、高騰の流れは止まることを知らず、なお急速な勢いで高まるとともに、諸資材の納入遅れから工期延長を余儀なくされる事例も数多く見受けられます。この影響は診療所改築計画におきましても同様でござ

いまして、私共が当初想定をしていた本体工事費15億8千万円は、基本設計を終えた段階で25億円までに達し、これから実施設計業務に移行するまでの間において、更に増額となることや、工事期間が多年に及ぶことが容易に想定される事態にあることから、私自身、基本設計業務を終えるまでには、工事着手の時期を含め、改めて情勢を見極めた判断が必要と考えていたところでございます。ただし、その判断には現施設にスプリンクラーが設置可能であること。加えて、入院患者を受け入れたまま、外来診療などの医療行為を継続して出来ることが絶対的な条件となりますので、工事手法を含め、その可能性について慎重に調査、検討を繰り返し、応分の費用を要することにはなりますが、消防法に基づくスプリンクラー設置期限の令和7年6月までに完成できる目途が立ったところでございます。この様な見通しから、当町の財政状況及び今後の行政課題等を踏まえ、町民の利益を最優先に熟慮を重ねました結果、苦渋の決断となりますが、工事着手については、一旦、見送ることが最善であるとの考えに至ったものでございます。現時点での工事費想定は、当初構想の2倍となる工事費であり、交付税措置のある地方債が財源になるとはいえ、それ相応の負担や行財政改革による町民サービスの極端な低下を強いることにも繋がりがねず、人口減少が確実に進んでいく状況下におきましては、償還年数が長びくほど、町財政に与える影響や懸念が高まることも御承知のとおりです。このことから、改築が必要な考えに変わりはありませんが、そのタイミングは今ではなく、今後の社会情勢等を見据えながらその時期を判断いたしたく、現施設に修繕を加えながら当面の維持管理をして参ります。唐突の方針転換となり町民の皆様も困惑されたことと存じますが、先に開催をした町政懇談会では、この決断を支持するとの御意見が大勢を占めていたようにも感じ取れました。世情を鑑みたくえでの結論でございますので、特段のご理解を頂きたいと存じます。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが、一般議案15件、令和5年度一般会計補正予算等7件を提案することとしております。それぞれ提案する際に、具体的に御説明いたしますので、全案件とも提案どおり御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告を行います。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、令和5年第3回定例会以降の教育行政に関わって、御報告申し上げます。

はじめに、小学校統合に係る進捗状況について御報告申し上げます。

両校の児童が、友達が増えることを楽しみに統合後の学校生活を迎えられるよう、昨年度から特に力を入れ継続的に実施しております交流学习につきましては、今年度に入り教科学習のほか、様々な体験学習や特別教室、また、学習以外の給食や掃除といった学校生活全体において交流を広げております。また、11月からは学年毎に終日新冠小学校で過ごす交流日を設けているほか、3月には全校生徒による交流日を設けており、統合までに

児童が互いに親しみや信頼の気持ちが深まるよう取組んでいるところです。統合を来年度に控え、最終の開催と考えておりますPTA及び地域への説明会につきましては、10月3日から12日にかけて、3会場6回にわたり開催し、延べ46名の方が出席されたほか、来年度新一年生となる保護者に対しても就学時健診に合わせて説明会を開催いたしました。PTAへの説明会については、統合に向けた取り組み全般について説明し、地域説明会においては、企画課より朝日小学校の跡利用についてもご説明いたしました。出席者からは、これまでも心配されておりました、津波災害時の避難方法やスクールバスの運行のほか、跡利用についてなど30件の質疑やご意見をいただきましたが、早急に対応を必要とする案件や統合に反対する意見などはございませんでした。また、統合における課題について検討協議しております、町立小学校統合準備委員会においては、今年度第3回目の会議まで終了し、検討項目の対応と整理を進めております。学校長の教育課程編成に係わる事項については、年明け2月を目途に決定する予定であります。これまでに対応方法が決定された事項については、教育委員会管理課からのお知らせであります、まなびや等で周知して参ります。今後は、明年2月9日に開催いたします朝日小学校閉校式と実行委員会主催の惜別の会、また、春休み期間に行う移転作業の準備を進めながら、来年4月1日の小学校統合が円滑に行われるよう、引き続き真摯に取り進めて参ります。なお、本定例会におきまして、小学校統合に係る、新冠町立学校設置条例の一部を改正する条例について上程させていただきますので、ご審議を賜り、提案のとおりご決定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

次に、新冠中学校総合的な学習の時間、ふるさと学習、町づくりへの提案についてご報告申し上げます。

新冠中学校の生徒が町長との懇談を通じて、地方自治と政治に関心を持ち、主権者としての意識を高める機会として、平成29年度から3年生の社会科公民の授業において、中学生版町政懇談会を実施して参りました。毎年、中学校と教育委員会が内容の調整と改善を図りながら実施し、生徒が地域に関心を持ち真摯に取り組んでおり、意義深い授業であると評価する一方で、より深く学ぶことができる授業へと工夫する必要性もあると考えていたところです。これを踏まえ、今年度の実施内容について中学校と協議し、中学生ならではの視点で町づくりの活性化に向けたアイデアを提案する、ふるさと学習として、内容の充実を図りたいといった要望がありました。総合的な学習の時間を活用し、1、2年生が合同で町の施策を学び、課題に対する施策のアイデアづくりを8時間の指導計画で取り組むものであります。学習の前段には中学校から要望があった役場の6つの部署の今年度の施策について、各課長が中学校へ出向き講師として生徒へ説明をいたしました。11月28日には、学習の成果発表会として、選抜されたグループが町長と私へ町づくりへの提案をプレゼンテーションする授業が、3年生を加えた全校生徒を対象に体育館で開催され、地域交流イベントの充実やゴミのポイ捨て対策、農家の後継者対策など、中学生独自の視点で様々な新鮮な提案をいただき、評価やアドバイスを行い懇談を行いました。今年度は

中学生と町長との懇談内容を変更し実施いたしました。学校は今回の内容で次年度以降も工夫を図りながら実施したいとの考えでありますので、中学校と教育委員会が協力し、改善充実を図りながら今後も継続して実施していきたいと考えております。

次に、新冠町判官館森林公園テニスコートの廃止について申し上げます。

新冠町判官館森林公園テニスコートは昭和59年に建設され、森林公園内に整備されたことから、町民の皆様をはじめ、森林公園を利用する町外の方々にも広く利用されておりました。しかし、近年は、趣味の多様化、人口減少に伴い利用者が年々減少し、加えて、主な利用団体となる新冠町テニス協会の会員数も減少傾向にあり、昨年度の利用者は延べ10名でございました。更に、建設から約40年が経過していることから、老朽化が著しくネット補修等軽微な修繕を行いながら運営しておりましたが、近年は管理棟の外壁の腐食に加え、コート内部にも亀裂が生じ、今後、大規模な改修工事が必要であり、事務事業の見直しから財政的な観点も含め、廃止も視野に検討を進めておりましたが、昨年、主な利用団体となる新冠町テニス協会と協議を行い、理解が得られたことから令和5年度を以って廃止することといたしました。今までご利用いただきました方々に対しまして心から感謝申し上げるとともに廃止についてご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、関係条例の廃止に関する議案については、本定例会で上程させていただきますので、ご審議賜り提案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

以上で、第4回定例会における教育行政報告といたします。

○議長（氏家良美君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第5 報告第11号

○議長（氏家良美君） 日程第5、報告第11号、例月出納検査等の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より、例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し報告のとおり受理することにしたいと思います。

◎日程第6 認定1号～日程第12 認定7号

○議長（氏家良美君） 日程第6、認定第1号、令和4年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第2号、令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第3号、令和4年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第4号、令和4年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第5号、令和4年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第6号、令和4年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第7号、令和4年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました各会計決算認定は、9月12日招集の第3回定例会において、令和4年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託された議案であります。本件の審査が終わり、御手元に配付のとおり議長に報告書が提出されております。審査結果について、令和4年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

長浜委員長。

○9番（長浜謙太郎君） 令和5年第3回定例会において本特別委員会に付託された事件の審査の結果を、新冠町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。なお、審査事件、審査の期間、審査の経過は、御手元に配付した印刷物のとおりでありますので、報告を省略し、審査の結果及び付した意見を申し上げ報告といたします。

本委員会に付託された事件は審査の結果、認定すべきものと決定したが、次の意見を付す。令和4年度の経常収支比率は84.8%で、前年度と比較し0.5ポイントの増となった。これは、収入では、依存財源である普通交付税が減額したことが主な要因となっている。自主財源の柱である町税全体の収納率は、前年度比0.8ポイント上昇し、95.4%となった。収納率の上昇は10年連続であり、継続した納税の取組が効果を上げており、引き続き適正かつ公平な収納対応等に向けた取り組みと、自主財源では、町税に次ぐ構成割合となっている、ふるさと納税寄附金についても、本町の魅力発信等の強化に向けたさらなる取り組みを創出するなど、寄附金の自主財源の増加に向け、努力が必要である。今後、ロシアのウクライナ侵攻など、紛争の影響や、円安による物価上昇により、地方経済への悪影響が懸念され、少子高齢化による人口減少により、交付税の減額も想定されることから、さらなる財源確保と創出に加え、補助金交付を初めとする事務事業の徹底した見直しを行うなど、コスト削減と自主財源確保に向けた一層の取組による健全な財政運営の確保に期待する。

以上で報告を終わります。

○議長（氏家良美君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

次に、認定第1号、令和4年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第1号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対し、

討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第2号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、令和4年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第3号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、日程第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、令和4年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第4号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号、令和4年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第5号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、令和4年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第6号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号、令和4年度、新冠町立国民健康保険診療助事業特別会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第7号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第13 承認第13号

○議長（氏家良美君） 日程第13、承認第13号、専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 承認第13号、専決処分について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

次のページをお開き願います。専決処分書。町道の路線変更について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、令和5年10月4日付けをもって専決処分したものでございます。このたびの専決処分は、町道軽種馬共同育成場線であります。日高自動車道厚賀静内道路事業の施工に際しまして、令和2年12月15日付け第4回新冠町議会定例会で議決をいただき、町道の迂回路設置工事が必要となり、切替え工事を行ったものでございます。このたび開発局から工事の進捗に伴い、迂回路の撤去工事の準備が出来たことから、町道を現道に切り替える工事を進めたい旨の申出があり、工事の期間、工事の工期の関係も含めて、緊急を要することから10月4日付けで専決処分したものであります。3ページの路線変更調書をお開き願います。図面番号①、路線番号129、路線名、軽種馬共同育成場線。起点は節婦町284番9、終点は節婦町71番2で変更はございません。総延長は14.8メートル増の1353メートルにしようとするものでございます。

次に、4ページの図面を御覧願います。当該路線の変更場所についてですが、起点側、国道交差点から253メートル上った箇所の間で、現在も日高道の工事が行われております。

以上が、承認第13号、専決処分についての提案理由でございます。御審議を賜り報告のとおり御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、承認第13号は報告のとおり承認されました。

◎日程第14 承認第14号

○議長（氏家良美君） 日程第14、承認第14号、専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 承認第14号、専決処分について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めますのでございます。

次ページをお開き願います。専決処分書。令和5年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、令和5年9月19日付けをもって専決処分したものです。このたびの専決処分は、去る9月14日の大雨により発生した災害の復旧について、早急に対処する必要があると判断し、これら予算の補正に当たり、議会を開くいとまがなかったことから専決処分したものです。予算書の1ページをお開き願います。このたびは5回目の専決補正予算となります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ381万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億9744万5千円にしたものです。

はじめに、地方債の補正がありますので、3ページをお開き願います。このたびの補正は新たに追加するものです。起債の目的、現年発生単独災害復旧事業、限度額140万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。このたびの借入れは、道路法面修繕2件、河川土砂除去1件に係るものです。

次に、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、9ページから10ページをお開き願います。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費、257万6千円の追加は、10節需用費で、説明欄1の9月大雨災害復旧費（単災）141万2千円の増額は、道路法面修繕2か所、河川土砂除去1か所に係るもの。説明欄2の

9月大雨災害復旧費116万4千円の増額は、道路側溝土砂除去等4か所、河川土砂除去2か所に係るものです。11から12ページに移ります。2項農林業施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費123万7千円の追加は、10節需用費で、説明欄1の9月大雨災害復旧費（産業課林務B）109万4千円の増額は、沢の土砂除去等2か所に係るもの。説明欄2の9月大雨災害復旧費（町有牧野B）14万3千円の増額は、牧区の道路1か所の修繕に係るものです。これら災害復旧費のか所等につきましては、別紙の承認第14号資料のとおりでございますので参照願えればと思います。

次に、歳入の説明をいたしますので、7から8ページをお開き願います。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金241万3千円の追加は、繰越金を財源化するものです。21款町債、1項町債、7目災害復旧債140万円の追加は、3ページの地方債の補正で説明したとおりであります。

以上が、承認第14号、令和5年度新冠町一般会計補正予算の専決処分に係る提案理由です。御審議を賜り報告のとおり御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○8番（中川信幸君） 8番、中川です。140万円を起債として借りるんですけど、これぐらいの数字っていうのは、どうしてもこれ総務課長、借入れしなきゃならんものなのか。例えば予備費か何かで対応出来なかったのかどうか。そこら辺をお聞きいたします。

○議長（氏家良美君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 起債借り入れるメリットとしてですね、財政的なですね、これ災害の関係で借り入れるものですから、交付税で8割弱返ってくるということなものですから、単費でやるよりはですね、その分、財政的に有利だということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、承認第14号は、報告のとおり承認されました。

◎日程第15 議案第49号

○議長（氏家良美君） 日程第15、議案第49号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 議案第49号、指定管理者の指定について。

次のとおり、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項及び新冠町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。新冠町デイサービスセンターの管理運営につきましては、平成21年度から指定管理者制度を導入し、令和6年3月31日までの5期15年間、社会福祉法人新冠ほくと園を指定管理者に指定し管理運営しております。今回6期目となります、令和6年度から令和8年度までの指定管理者を指定するに当たり、新冠町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、申請資格要件を町内の社会福祉法人として公募をいたしました。その結果1法人から申請がありましたので、11月20日、新冠町指定管理者選定委員会を開催し審査を行った結果を踏まえ、次の者を新冠町デイサービスセンターの指定管理者として提案するものでございます。1 公の施設の名称、新冠町デイサービスセンター。2 指定管理者となる団体の名称、新冠郡新冠町字節婦町104番地、社会福祉法人新冠ほくと園、理事長、湯沼博。3 指定期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

以上が、議案第49号の提案理由でございます。御審議を賜り提案どおり御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

武田議員。

○10番（武田修一君） 10番、武田です。利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持を図るとともに、利用者家族の身体的精神的負担の軽減を図る、そういったことを目的にしている、この通所介護事業所、高齢化社会におきまして大変大きな役割を担っていると理解しております。そこで、令和4年度の事業所の延べ利用者数、1日平均利用者数、あわせて稼働率、お伺いしたいと思います。平成21年度から当該事業所、このデイサービスセンターを指定管理を受けております。確か令和3年度には指定されてから、一番利用人数が多かったというふうに記憶しておりますけれども、令和3年度との実績の比較、この辺りにについてもお伺いしたいと思います。

○議長（氏家良美君） 竹内特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 令和3年度と令和4年度の実績の比較ということで御質問がありました。令和4年度の年間延べ利用者数、人数でいきまして4283人、1日平均では14.04人、稼働率が78.01%となっております。令和3年度は、利用率でいきますと75.24%ですので約3%上昇しているという結果になっております。

○議長（氏家良美君） 武田議員。

○10番（武田修一君） それぞれの数字が増えてるということで、新冠町の地域包括支援センター、あるいは各居宅介護支援事業所との連携がうまくいってる結果かなというふうに理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。その点いかがでしょうか。

○議長（氏家良美君） 竹内特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） デイサービスセンターの職員の体制の強化、それと生活相談員の方の地域ケアマネとの実績、密に連携して利用を促しているということで、利用者からも好評でありまして、週に複数回利用というのも増加しておりますので、よい結果となっていると思っております。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第50号

○議長（氏家良美君） 日程第16、議案第50号、新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第50号、新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

説明につきましては御手元に配付しております、議案第50号説明資料により行わせていただきますので、そちらを御覧いただきたいと思います。本年8月に人事院より月例給及び特別給を引き上げる勧告がなされ、これを受け国家公務員における一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が可決成立になったことから、これに準拠して、当町における給与条例について改正するものです。

改正内容についてですが、まず（1）の月例給につきましては、一般職高卒の初任給を1万2千円、一般職大卒の初任給を1万1千円引上げる。若年層に重点を置いた俸給表の改定を行うものです。次に（2）特別給につきましては、現行の年間4.4か月分の支給

率を4.5か月分に引き上げるもので、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等配分するものです。表の上段、一般職におきましては、本年度は12月の期末勤勉手当をそれぞれ0.05か月分引上げ、来年度以降は、6月及び12月の期末勤勉手当をそれぞれ0.025か月分引き上げる内容となっております。表の下段、暫定再任用職員におきましては、0.05か月分に引き上げるもので、本年度は12月の期末勤勉手当をそれぞれ0.025か月分引上げ、来年度以降は、6月及び12月の期末勤勉手当をそれぞれ0.0125か月分引き上げる内容となっております。なお、月例給に係る俸給表の改正は、令和5年4月1日に遡って適用する内容となっております。

以上が、議案第50号、新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由です。御審議を賜り提案のとおり決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第50号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第51号

○議長（氏家良美君） 日程第17、議案第51号、医療職及び福祉職養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第51号、医療職及び福祉職養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、人口減少や少子化、社会情勢の変化による就業意識の多様化などにより、地方公務員の志望者や受験者が減少傾向にあり、当町においては現在、社会福祉士を募集しておりますが、応募がない状況の中で、今般、社会福祉を目指そうとする学生よ

り本修学資金貸付けに係る問い合わせがありました。社会福祉士は対象となっていないことから、現状及び今後の人材確保を見据え対象に社会福祉士を追加しようとするものです。なお、本制度は、医療職及び福祉職を養成する学校等に在学する者に対し、修学資金として月額10万円を限度に無利子で貸付けし、卒業後、町または町内福祉施設に、有資格者として従事し、引き続き3年勤務した場合に、当該貸付金の償還を免除するものというものでございます。

改正について新旧対照表により説明いたしますので、2ページをお開き願います。第1条中、「介護福祉士及び」を「社会福祉士及び介護福祉士並びに」に改めるものでございます。前のページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第51号、医療職及び福祉職養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例についての提案です。御審議を賜り提案のとおり決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第51号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

中川委員。

○8番（中川信幸君） 8番、中川です。これ今説明では、社会福祉士ですか、ということで応募が、応募っていうか、そういう学校へ行きたいんだという問合せがあったということなんですけど、それは何名で将来的にこれを改正すれば、毎年応募してくるような予想がされるのかどうか、その点についてをお聞きいたします。

○議長（氏家良美君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 今回問合せがあったのは1名でございます。現在高校に就学している。これからは進学して、この資格を取ろうとしているということなんです。ですからこの資金が呼び水といいますか、期待はしてるんですけども、なかなかその辺は最終的にどうなかって分からないですけども、いずれにしてもこういった資格の者が入っていないということなので、今後におきましても、こういったものを設けることによってですね、不足している、その人材の確保の糸口になるかと思っております。以上です。

○議長（氏家良美君） 中川議員。

○8番（中川信幸君） そうしますとね、これからこれをどんどん宣伝をして、こういうふうにならなうてはやってるんですよ。だから社会福祉士ばかりでなく、看護師も含めた中でね、そういった宣伝もするの必要じゃないかと思うんですけど、もし考え方があればお聞きいたします。

○議長（氏家良美君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 御指摘のとおりだと思っております。積極的にですね、そういった制度がありますよということは、近隣の高校等を通じたりしながらですね、PRし

てまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 2番、酒井です。社会福祉士ということで、大事な行政にとっても、地域包括支援センターで必要な人材というふうに認識しています。これいつから欠員になっていたのかということと、あともう1点、常任委員会の中で、合格後3年が経過するまでは、退職した場合に職員に対してですね、返還の規定を新たに設けるというふうにあります。この3年の根拠について説明を求めます。

○議長（氏家良美君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） まず欠員になったのはですね、今年の8月31日で退職されたということで、9月から欠員になってございます。それからもう1点、この制度はですね、お金を貸付けた方が、町または町内の施設に有資格者として勤務して、継続して3年努めていただければ、償還を免除するというようになっております。返せではなくてですね、返せではなくて、これはもともと返すんですけども、償還を免除できるということの規定が3年ということでございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 討論を終結いたします。

これより議案第51号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第52号

○議長（氏家良美君） 日程第18、議案第52号、新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 議案第52号、新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めようとするもので

す。提案理由及び改正内容につきましては、改正に伴う、改め文、及び新旧対照表での説明は省略させていただき、御手元に配付しております、議案第52号資料により説明させていただきますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

1 提案理由でございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、地方税法及び地方税法施行令の一部改正が令和6年1月1日から施行され、出産被保険者に係る産前産後期間の軽減措置が講じられることから、新冠町国民健康保険税条例に所要の改正を行うものでございます。2 改正内容でございます。このたびの改正で2つの条項を加えます。1つ目は、第23条第2項の次に、第3項を追加するものでございまして、国民健康保険税の納税義務者の世帯に、出産被保険者が属する場合に、当該納税義務者に関する所得割額及び被保険者均等割額から、産前産後期間として、出産被保険者の出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月分、多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月分に係る税額を減額することについて規定をしております。2つ目は、第24条の2の次に、第24条の3を追加するものでございまして、出産被保険者に係る届出に関する事項を規定したものでございます。附則としまして、第1条は施行期日で、この条例は令和6年1月1日から施行する。第2条は適用区分で、この条例による改正後の新冠町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上が、議案第52号、新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由でございます。御審議を賜り提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第52号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 討論を終結いたします。

これより議案第52号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第53号～日程第23 議案第57号

○議長（氏家良美君） 日程第19、議案第53号、新冠町特別会計条例の一部を改正する条例について、日程第20、議案第54号、新冠町簡易水道設置条例を廃止する条例について、日程第21、議案第55号、新冠町下水道設置条例を廃止する条例について、日程第22、議案第56号、新冠町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、日程第23、議案第57号、新冠町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 提案理由の説明に当たりまして、議案第53号から議案第57号までの5件につきましては、国が公営企業を推進するに当たり、平成31年1月に、人口3万人未満の上下水道事業について、令和元年から5年間で移行することが求められ、当町においては、令和4年度5年度の2か年で移行準備を実施し、令和6年4月1日からの公営企業会計へ移行することから、必要となる条例の一部改正、廃止、制定を行うものであることを御承知願います。

それでは、議案第53号、新冠町特別会計条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、特別会計とされていた、新冠町簡易水道事業特別会計及び新冠町下水道事業特別会計が、令和6年4月1日から地方公営企業法を適用することにより、新冠町簡易水道事業公営企業会計及び新冠町下水道事業公営企業会計へ移行することから、2事業について、新冠町特別会計条例より除くものであります。新冠町特別会計条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものでございます。

新冠町特別会計条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表で説明申し上げますので、2ページをお開き下さい。新冠町特別会計条例の一部を改正する条例新旧対照表、第1条第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とするものです。1ページにお戻り下さい。附則といたしましては、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上が、議案第53号、新冠町特別会計条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議を賜わり提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第54号をお開き願います。

議案第54号、新冠町簡易水道設置条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

このたびの廃止は、地方公営企業法適用により、新冠町簡易水道事業特別会計から新冠町簡易水道事業公営企業会計へ移行することから、新たな条例を制定する必要があるため、当該条例を廃止するものでございます。新冠町簡易水道設置条例を廃止する条例を以下の

とおりに定めようとするものです。新冠町簡易水道設置条例を廃止する条例、新冠町簡易水道設置条例は廃止するものです。附則といたしましては、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上が、議案第54号、新冠町簡易水道設置条例を廃止する条例についての提案理由でございます。ご審議を賜わり提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第55号の提案理由を申し上げますので、お開き願います。

議案第55号、新冠町下水道設置条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

この度の廃止は、議案第54号と同様に、新冠町下水道事業特別会計から新冠町下水道事業公営企業会計へ移行することから、新たな条例を制定する必要があるため、当該条例を廃止するものです。新冠町下水道設置条例を廃止する条例を以下のとおり定めようとするものです。新冠町下水道設置条例を廃止する条例、新冠町下水道設置条例は廃止するものです。附則といたしましては、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上が、議案第55号、新冠町下水道設置条例を廃止する条例についての提案理由でございます。ご審議を賜わり提案どおりご決定下さいます様、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第56号の提案理由を申し上げますので、お開き願います。

議案第56号、新冠町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

新冠町簡易水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。当条例は、令和6年4月1日より、地方公営企業法を適用することにより、先に提案した、新冠町簡易水道設置条例の廃止に代わり、新冠町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定が必要となるものです。このたびの提案は、新規条例の制定ですので、第1条から第11条の全ての条文を読み上げ、各条文の意とするところを申し上げることで提案説明とさせていただきます。なお、読み替えに係る注釈以外は省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。併せて、議案第56号資料として配布してございますので、ご覧いただければと思います。

次のページをお開きください。新冠町簡易水道事業の設置等に関する条例、第1条、本町地域住民に対し清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するために新冠町簡易水道事業（以下、簡易水道事業という）を設置する条例の趣旨になります。第2条、地方公営企業法（以下、法という）第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。法の適用について明確化しています。第3条第1項、簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。第2項、簡易水道事業の給水区域、給水人口及び給水量は次の各号に掲げるとおりとする。第1号、給水区域、新冠町簡易水道事業給水条例の第2条で定める。

第2号、給水人口、4824人。第3号、給水量、1日最大給水量2772立方メートル。経営の基本を定めています。第4条、法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格が1千万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡する資産の取得及び処分について規定しています。第5条、法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。賠償責任の免除について規定しています。第6条、簡易水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が30万円以上、3ページに移ります、のもの及び法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が20万円以上のものとする。負担付きの寄附の受領等について規定しています。第7条、法第34条の2ただし書の規定に基づき、公営企業の出納その他の会計事務及び決算に係るもののうち、次の各号に定めるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。第1号、公金の収納又は支払に関する事務。第2号、公金の保管に関する事務。第3号、事務用消耗品等の一括購入に係るものの出納及び保管。第4号、物品の出納及び保管に関する事務。第5号、有価証券の出納及び保管に関する事務。第6号、支出負担行為に関する確認を行うこと。第7号、現金及び財産の記録管理に関する事務。第8号、決算に係る権限会計管理者へ委任する事項を規定しています。第8条第1項、簡易水道事業に関し法第40条第2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。第2項、前項の業務状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の方針をそれぞれ明らかにしなければならない。第1号、事業の概況。第2号、経理の状況。第3号、前2号に掲げるもののほか簡易水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項。第3項、天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、できるだけ速やかに作成しなければならない。書類の作成期限及び内容について規定しています。第9条第1項、簡易水道事業において、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下、補填残額という）があるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法、4ページに移ります、により処分するものとする。第1号、事業年度末日において企業債を有する場合、補填残額の20分の1を下らない金額を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てる方法。第2号、事業年度末日において企業債を有しない場合及び前号の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合、補填残額の20分の1を下らない金額を

利益積立金として積み立てる方法。第2項、前項第1号の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合は、同項第2号の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てることができる。第3項、前2項の規定により積み立てた積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、当該各号に掲げる目的以外に使用することができない。第1号、減債積立金、企業債の償還に充てる目的。第2号、利益積立金、欠損金をうめる目的。第4項、前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外に使用することができる。利益の処分方法について規定しています。第10条第1項、毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。第2項、資本剰余金は、次に掲げる方法により処分するものとする。第1号、次条第2項の規定に基づき欠損金の残額をうめるため、資本剰余金を取り崩す方法。第2号、資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下、補助金等という）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして各事業年度の減価償却額を算出することができるもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときに当該損失をうめるため、当該資本剰余金を取り崩す方法。資本剰余金の処分方法について規定しています。5ページに移ります。第11条第1項、法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもってうめるものとする。第2項、前項の規定により利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越し、又は資本剰余金をもってうめることができる。欠損金の処理方法について規定しています。附則といたしましては、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上が、議案第56号、新冠町簡易水道事業の設置等に関する条例の提案理由でございます。御審議を賜り原案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 関口課長。一度止めていただいてもよろしいでしょうか。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、日程第23、議案第57号、新冠町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第57号、新冠町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議案第57号、新冠町下水道事業の設置等に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。新冠町下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。当条例は、議案第56号と同様に、令和6年4月1日より、地方公営企業法を適用することにより、先に提案した新冠町下水道設置条例の廃止に代わり、新冠町下水道事業の設置等に関する条例の制定が必要となるものです。

このたびの提案は、新規条例の制定ですので、第1条から第11条の全ての条文を読み上げ、各条文の意とするところを申し上げることで提案説明とさせていただきます。なお、読み替えに係る注釈以外は省略させていただきますので、よろしくお願ひします。併せて議案第57号資料として配布してございますので、ご覧いただければと思います。

次のページをお開きください。新冠町下水道事業の設置等に関する条例。第1条、地域の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、新冠町下水道事業（以下、下水道事業という）を設置する。条例の趣旨になります。第2条、地方公営企業（以下、法という）法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。法の適用について明確化しています。第3条第1項、下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。第2項、下水道事業の名称及び区域、面積及び計画人口は次の各号に掲げるとおりとする。第1号、名称、新冠町特定環境保全公共下水道。第2号、排水区域及び処理区域、新冠町字本町、字中央町、字北星町、字東町、字高江、字西泊津、字節婦町の各一部。第3号、面積、154.8ヘクタール。第4号、計画人口、2930人。経営の基本を定めています。第4条、法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格が1千万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡する。資産の取得及び処分について規定しています。第5条、法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。賠償責任の免除について規定しています。第6条、下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が30万円以上の、3ページに移ります、もの及び法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が20万円以上のものとする。負担付きの寄附の受領等について規定しています。第7条、法第34条の2ただし書の規定に基づき、公営企業の出納その他の会計事務及び決算に係るもののうち、次の各号に定めるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。第1号、公金の収納又は支払に関する事務。第2号、公金の保管に関する事務。第3号、事務用消耗品等の一括購入に係るもの出納及び保管。第4号、物品の出納及び保管に関する事務。

第5号、有価証券の出納及び保管に関する事務。第6号、支出負担行為に関する確認を行うこと。第7号、現金及び財産の記録管理に関する事務。第8号、決算に係る権限。会計管理者への委任する事項を規定しています。第8条第1項、下水道事業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。第2項、前項の業務状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の方針をそれぞれ明らかにしなければならない。第1号、事業の概況。第2号、経理の状況。第3号、前2号に掲げるもののほか下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項。第3項、天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、できるだけ速やかに作成しなければならない。書類の作成期限及び内容について規定しています。第9条第1項、下水道事業において、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下、補填残額という）があるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法、4ページに移ります、により処分するものとする。第1号、事業年度末日において企業債を有する場合、補填残額の20分の1を下らない金額を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てる方法。第2号、事業年度末日において企業債を有しない場合及び前号の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合、補填残額の20分の1を下らない金額を利益積立金として積み立てる方法。第2項、前項第1号の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合は、同項第2号の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てることができる。第3項、前2項の規定により積み立てた積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、当該各号に掲げる目的以外には使用することができない。第1号、減債積立金、企業債の償還に充てる目的。第2号、利益積立金、欠損金をうめる目的。第4項、前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外に使用することができる。利益の処分方法について規定しています。第10条第1項、毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。第2項、資本剰余金は、次に掲げる方法により処分するものとする。第1号、次条第2項の規定に基づき欠損金の残額をうめるため、資本剰余金を取り崩す方法。第2号、資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下、補助金等という）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして各事業年度の減価償却額を算出することができるもののうち、減価償却を行わなかった部分に

相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときに当該損失をうめるため、当該資本剰余金を取り崩す方法。資本剰余金の処分方法について規定しています。5ページに移ります。第11条第1項、法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもってうめるものとする。第2項、前項の規定により利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越し、又は資本剰余金ををもってうめることができる。欠損金の処理方法について規定しています。附則といたしましては、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上が、議案第57号、新冠町下水道事業の設置等に関する条例の提案理由でございます。ご審議を賜わり提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第53号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 討論を終結いたします。

これより議案第53号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 討論を終結いたします。

これより議案第54号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番、竹中です。これと直接関係あるかどうかちょっと分からないんですけど、今まで簡易水道の計画地域というのが定められていて、新たな場所で簡易水道を引くような場合においては。

○議長（氏家良美君） 竹中議員、下水のことではないですか。今55号です。

○1番（竹中進一君） 簡易水道でしょ。

○議長（氏家良美君） 55号は、下水です。

○1番（竹中進一君） 56号でしょ。違うの。55号ですか。すみません。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 討論を終結いたします。

これより、議案第55号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

竹中議員

○1番（竹中進一君） 1番、竹中です。今まで簡易水道の給水の計画地域というのが定められていて、新たに、全くその計画から離れている地域で、水道を引きたいというようなことの場合には、大変なかなか難しいような状況でありましたけれども、これらに今回、この条例が制定されることによって、その点は幾らかでも簡便化されるとか、そういうようなことは望めないでしょうか。

○議長（氏家良美君） 寺西建設水道課参事。

○建設水道参事（寺西訓君） そうというような事例は、特に、条例は設置条例なので、特にその定めは、この条例のとおりになるんですけども、事業所の認可は厚生労働省、今度は建設省に移管するんですけども、4月からは、そこで許可されますので、それとはまた別な考えとなりますのでよろしくお願ひします。

- 議長（氏家良美君） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論を行います。
反対討論の発言を許可いたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（氏家良美君） 討論を終結いたします。
これより議案第56号について採決を行います。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（賛成者挙手）
- 議長（氏家良美君） 全員挙手であります。
よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第57号に対する質疑を行います。
発言を許可いたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論を行います。
反対討論の発言を許可いたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（氏家良美君） 討論を終結いたします。
これより議案第57号について採決を行います。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（賛成者挙手）
- 議長（氏家良美君） 全員挙手であります。
よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第58号

- 議長（氏家良美君） 日程第24、議案第58号、新冠町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新宮管理課長。

- 管理課長（新宮信幸君） 議案第58号、新冠町立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明いたします。

新冠町立学校設置条例の一部を改正する条例を、以下のとおり定めようとするものでございます。このたびの改正は、新冠町小学校統合計画に基づき、令和5年度末をもって朝日小学校を閉校し、令和6年4月1日から新冠小学校へ統合するに当たり、新冠町立学校

設置条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは新旧対照表により一部改正の内容について御説明いたしますので、2ページを御覧ください。別表第1は、新冠町立小学校の名称及び位置を記載した表となっております。現在、新冠町立新冠小学校と新冠町立朝日小学校の2校を記載しておりますが、改正後は、新冠町立新冠小学校1校の表に改めるものでございます。1ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上が、新冠町立学校設置条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り提案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第58号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 2番、酒井です。今回名称が新冠町立新冠小学校ということでありまして、これに関して子どもたち、生徒いる、今現時点でいる生徒の意見とか声はどのように反映されているのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 新宮管理課長。

○管理課長（新宮信幸君） 学校の名称を決定するに当たりまして、児童の希望等、意見等は徴しておりません。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 行政側で決めても私は問題ないと思うんですが、あえて朝日小学校と新冠小学校が統合するわけですから、そういう場というか、こういう形になるということも説明も含めて、丁寧にあったほうがいいのかなあというふうには思っているんですが、その辺の説明に関してはどのような感じだったのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 新宮管理課長。

○管理課長（新宮信幸君） 今回の統合につきましては、朝日小学校を閉校しまして、現在の新冠小学校に統合するというところでございますので、特段名称の変更等はなくてですね、現在の小学校のほうに、統合するというところでございますので、名称の変更はございません。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

武藤議員。

○7番（武藤勝圀君） 7番、武藤です。2点伺います。1点目は、今全国的に学校統廃合進んでるわけですが、全国あるいは全道でもいいんですけども、1年間2年間、そういうスパンでどれぐらいの学校が無くなっているか、統廃合されているか、それが1点目です。それから2点目は、管内の動きなんですけども、全く動いてない町もあると思いますけれども、平取みたいに、今年、来年延ばすっちゃうような話もありましたし、管内の統合の、各町による統合の動きがあれば、それを教えていただきたいと思っております。

○議長（氏家良美君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時23分

○議長（氏家良美君） 会議を再開いたします。

今の武藤議員の質問に対し、答弁をお願いいたします。

新宮管理課長。

○管理課長（新宮信幸君） 管内におけます小中学校の統合の状況でございますが、新ひだか町の小学校で1校、今年度末をもって統合を進めているといった学校がございます。そのほか小学校につきましては、管内では現在のところは、具体的な事が進んでるといった情報はございません。中学校につきましては現在統合について検討されている町があるということでございますが、各町でおのおの状況異なりますので、答弁といたしましては、ここまでとしたいと思います。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

○議長（氏家良美君） 武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 7番、武藤です。私は6月の定例会では、小人数学級の流れが強まっているちゅう点や、僅少差学級の問題は解消されたのではないかという観点から、一旦見直しを求めましたが、この思いは今も変わってません。今日は別な観点から学校については、この教育的な面ばかりではなくて、地域の核のコミュニティーとしての役割があると、そういう観点から意見を述べたいと思います。実は御覧になった方もおると思いますが、11月の3日に北海道新聞の各自各論ちゅう欄がありますが、この中で、元文部省の大臣官房審議官の寺脇研さんが「止まらぬ小中学校の統廃合、小規模連携で歯止めを」という文を書かれております。私も全く賛成です。ちょっとそんなに長くありませんから読みますと、実は学校にはもう一つ役割があるのだ。それは地域コミュニティーとしての核としての機能である。学校とそこに通う子どもたちの姿は、親以外の地域住民も含め、住民の気持ちを結集させるだけの求心力を持つ。統廃合によって地域の学校がなくなってしまうと、途端に地域の活気がしぼんでいく。そしたら具体的にどうすればいいのかというと、周辺部の小さな学校が、中心部の比較的大きな学校に統合される際、例えば週2日は元の学校を分教室として使い、算数、数学など小人数のほうが合う授業を行う。残りの3日は、本来の学校で多人数授業にしてはどうか。小人数授業の日は、教師のほうが分教室へ行けばいい。それなら部分的でも地域に学校を残すのではないか。こう

いうふうに述べてもおりまして、私も全くこの意見に賛成なんですけども、今全国的にも、学校統廃合進んできておりますけれども、学校統廃合というのは、子どもにとっても、やっぱり地域にとっても大きなリスクを持っていると、そのことを申し上げて反対討論といたします。

○議長（氏家良美君） 賛成討論の発言を許可いたします。

長浜議員。

○9番（長浜謙太郎君） 9番、長浜です。賛成の立場から討論させていただきます。来年度の小学校統合は、子どもたちの教育環境の将来を見据えて計画に基づき、これまで数年をかけ、地域や保護者と丁寧に話し合いを進めて至ったものであり、現場の理解も得られているので賛成いたします。

○議長（氏家良美君） 反対討論を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第58号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 挙手多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第59号

○議長（氏家良美君） 日程第25、議案第59号、集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第59号、集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、対象となる施設が朝日開拓婦人ホームであります。建設は昭和39年9月30日、築59年で、構造は木造平屋建ての162.28平方メートルであります。当該施設は老朽化が著しく、朝日小学校廃校に伴う跡地利用計画の中で、校舎内や教員住宅一戸を集会所として、令和6年4月1日から、代替施設とすることができることになったことから、朝日第2自治会の了承も得られましたので、当該施設を廃止しようとするものでございます。集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、以下のとおり定めようとするものです。

集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表で説明申し上げますので、2ページをお開き願います。集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表、第2条の表中、名称、朝日開拓婦人ホーム、位

置、新冠町字朝日293番地の2を削るものです。1ページにお戻りください。附則として、この条例は令和6年4月1日から施行する。

以上が、議案第59号、集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り提案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第59号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 討論を終結いたします。

これより議案第59号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第60号

○議長（氏家良美君） 日程第26、議案第60号、朝日地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 議案第60号、朝日地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について。

朝日地域交流センターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。当条例は、先に提案し可決されました、新冠町立学校設置条例の一部を改正する条例に基づき、本年度末をもって閉校となる朝日小学校の校舎及び附帯する一切の施設と、周辺環境をコミュニティー活動、防災防犯活動、地域間交流の促進及び町の防災事業として活用するに当たり、必要となります所定の事項について定めるものです。

このたびの提案は、新規条例の制定ですので、第1条から第14条の全ての条文を読み上げ、各条文と別表の意とするところ申し上げることで、提案説明とさせていただきます。なお、逐条解説を、議案第60号説明資料として配付してございますので、あわせて御覧いただければと思います。

次のページをお開きください。朝日地域交流センターの設置条例及び管理に関する条例。

第1条、地域住民のコミュニティー活動、防災防犯活動、地域間交流の促進及び町の防災事業等を目的に、朝日地域交流センターを設置する。条例の趣旨になります。第2条、施設の名称及び位置は、次のとおりとする。名称を朝日地域交流センターとし、愛称として、朝日の森と定めます。位置は記載のとおりです。第3条、朝日地域交流センターは、次に掲げる用途区分をもって構成する。第1号、地域コミュニティーエリア。町民が地域活動並びに地域防犯活動等を目的に使用する占有区分、及び地域住民の集会場。第2号、防災避難エリア。町及び町民が防災目的及び避難場等として使用する専用区分。第3号、事業芸術等エリア。町内外の人及び事業者が事業及び芸術活動等として使用する専用区分。第4号、体育棟エリア。町内外の人及び団体が、スポーツ、文化及びイベント等の活動として使用する専用区分。第5号、共用エリア。朝日地域交流センターを利用する者がひとしく使用する専用区分。施設の用途を5区分に分け、施設用途を明確化しています。第4条第1項、朝日地域交流センターを利用または賃借（以下、利用等という）しようとするものは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。第2項、施設を長期にわたって占有する場合の許可の期間は年度で区分し、1年以内の期間とする。ただし、状況に応じて許可期間を更新することができる。利用に当たっては、許可を要する旨定めています。第5条、町長は、朝日地域交流センターを利用等しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、朝日地域交流センターの利用等を許可しないことができる。第1号、公の秩序及び善良な風俗を乱す恐れがあると認められるとき。第2号、施設及びその附属設備を損傷する恐れがあると認められるとき。第3号、その他利用させることにより、周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがある。あるいは、施設の設置目的に照らして、管理運営上支障があると認められるとき。不許可事由を例示列举しています。第6条第1項、第4条第1項の許可を受けた者（以下、利用者等という）は、朝日地域交流センターの利用に際しては、この条例、もしくはこの条例に基づく規則並びに同条第1項の許可に付された条件及び町長の指示に従わなければならない。第2項、利用者等は、許可を受けた目的以外に、朝日地域交流センターを利用等してはならない。第3項、利用者等は、許可を受けた朝日地域交流センターの利用等の権利を他に譲渡し、または転貸をしてはならない。許可を受けた者の義務を定めています。第7条第1項、町長は、利用者等が次の各号のいずれかに、該当すると認められるときは、その利用、利用条件、もしくは賃貸借条件を変更し、または利用の許可もしくは賃貸借を取り消すことができる。第1号、利用等の許可の目的、または許可条件に違反したとき。第2号、公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められたとき。第3号、この条例またはこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。第4号、その他町長が周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがある、あるいは施設の設置目的に照らして、朝日地域交流センターの管理運営上支障があると認められたとき。第2項、前項の規定に基づく措置により、利用者等に損害が生じて、町長は賠償の責めを負わない。許可、賃

貸借の取消し事由を例示列挙し、取消しによって生じた損害を町は負わない旨定めています。第8条、利用者は別表に定める利用料、または貸付け料を納付しなければならない。ただし、賃借の許可を受けた者は、第3条第1項第4号の利用料を無料とする。利用料及び貸付け料の納付義務を定めています。別表は改めて説明いたします。第9条、町長は公益上特に必要があると認めるとき、またはその他特別な理由があると認めるときは、利用料または貸付け料の一部を減額し、または全部を免除することができる。公益面からの減免を定めています。4ページに移ります。第10条、既に納入された利用料または貸付け料は還付しない。ただし、町長が、特別な理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。利用料は還付しない旨及びその例外について定めています。第11条、利用者等は、朝日地域交流センターに特別の設備をし、または備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用する場合は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。利用者が設備を持ち込む際に、許可が必要なことについて定めています。第12条、利用者は、朝日地域交流センターの利用等が終わったとき、または第7条の規定により許可を取り消され、もしくは利用等の中止を命ぜられたときは、速やかに朝日地域交流センターを原状に回復し、または搬入した器具を撤去しなければならない。利用を終えた際の原状復旧について定めています。第13条、朝日地域交流センターの利用者等は、朝日地域交流センター及びこれに附属する設備等を故意または過失により滅失し、または損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。利用者が施設損傷などした場合の利用者の賠償義務と、その例外について定めています。第14条、この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は規則で定める。規則への委任について定めています。5ページをお開きください。第8条で定める利用料等の定めになります。別表第1は、地域コミュニティーエリアにおける室料、管理料。別表第2は、体育等エリアにおける室料、管理料。別表第3は、グラウンドの利用料を定めており、いずれも市街地にある同様施設の2分の1の額をもって定めています。利用者の距離的負担及び利用促進を図ることを目的に安価な設定としています。別表第4は、事業芸術等エリアの貸付け料について定めています。距離負担を考慮し、額を設定しています。詳細は説明資料に記載していますので、後刻御覧いただきたいと思えます。4ページにお戻りください。附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上が、議案第60号、朝日地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についての提案理由です。御審議を賜り原案どおり御決定くださいますよう、よろしく御願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第60号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) 討論を終結いたします。

これより議案第60号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第61号

○議長(氏家良美君) 日程第27、議案第61号、社会体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤社会教育課長。

○社会教育課長(工藤匡君) 議案第61号、新冠町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町社会体育施設条例の一部を改正する条例を、以下のとおり定めようとするものです。新冠町判官館森林公園テニスコートは昭和59年に建設され、本年で40年が経過します。施設の老朽化から、開設に当たり、防球ネットの補修等、軽微な修繕を行いながら運営してまいりましたが、近年、管理棟の塗装の剥がれに加えて、コート内部にも亀裂が生じ、テニスコート全体の改修工事が必要となっております。また、利用者についても年々減少し、昨年度の延べ利用者数は10名でございました。このような中、事務事業の見直しにより、昨年度から今後の開設に向けて協議を行い廃止する方向で検討を進め、主な利用団体でございます。新冠町テニス協会にも理解が得られたために、社会体育施設条例の一部を改正し、新冠町判官館森林公園テニスコートを廃止するものでございます。

新旧対照表において説明いたしますので、2ページを御覧ください。別表第1の表中にございます名称、新冠町判官館森林公園テニスコート及び1の新冠町字高489番地の1を削るものでございます。4ページを御覧ください。あわせて別表第4号の新冠町判官館森林公園テニスコートに関わる使用区分等の表を削除するものでございます。1ページへお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上、議案第61号、新冠町社会体育施設条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。御審議を賜り提案のとおり御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(氏家良美君) 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第61号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

○議長(氏家良美君) 討論を終結いたします。

これより議案第61号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第62号

○議長(氏家良美君) 日程第28、議案第62号、令和5年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤正秀君) 議案第62号、令和5年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。このたびは4回目の補正となります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9399万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億9143万7千円にしようとするものです。

はじめに、繰越し明許費の説明をいたしますので、4ページをお開き願います。第2表、繰越し明許費の補正は、追加するものです。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、社会保障番号制度システム整備事業927万3千円は、戸籍法の改正により住民基本台帳ネットワークシステム及び、戸籍情報システムを改修するもので、全額国庫補助で実施するものですが、年度内完了が見込めないことから事業費全額を繰り越すものです。

次に、地方債の補正について説明いたしますので、5ページをお開き願います。第3表、地方債補正、変更でございます。農業水利施設等整備事業は、緊急自然災害防止対策事業債を借入れ実施した、明和地区明渠排水柳谷地先排水路整備工事で、事業費確定に伴い限度額1610万円を変更後90万円減の1520万円にしようとするもの。道路整備事業は、緊急自然災害防止対策事業債を借入れ実施した、大狩部本郷井旗線本郷地先法面補修工事ほか1件に係る工事で、事業費確定に伴い限度額760万円を変更後40万円減の720万円にしようとするもの。地域住宅整備事業は、地域住宅整備事業債を借入れ実施した、ひがつら団地外部改修工事で、事業費確定に伴い限度額910万円を変更後40万円減の870万円にしようとするもの。河川整備事業は、緊急自然災害防止対策事業債を借

入れ実施した、元神部川庄野地先河床洗堀防止対策工事ほか8件に係る工事で、事業費確定に伴い限度額2010万円を変更後70万円減の1940万円にしようとするもの。緊急浚渫推進事業は、緊急浚渫推進事業債を借入れ実施した、比宇川河道内整備工事ほか1件に係る工事で、事業費確定に伴い限度額950万円を変更後60万円減の890万円にしようとするもの。新冠町立国保診療所改築事業は、診療所改築計画地にある職員住宅等の解体撤去工事に過疎債の借入れを予定しておりましたが、診療所本體工事の先送りにより起債の対象外となることから、限度額1510万円を全額減額しようとするもの。臨時財政対策債は、地方交付税財源の不足額を確保するために国に代わり町が発行する起債で、普通交付税の決定に伴い、限度額1759万3千円を変更後282万8千円減の1476万5千円にしようとするもの。

次に、事項別明細書、歳出より説明致しますけども、人件費に係る補正についてでございます。人事院勧告に基づく給与改定分の影響額として、2節給料、3節職員手当、4節共済費、19節の職員退職手当組合負担金の合計で1854万6千円の増額となっております。一方で、職員の退職及び新規採用見送りにより4名減の影響額として、1667万4千円が減額となっております。さらに定年引上げに伴う職員退職手当組合負担金が納付特例措置により、負担率が2分1減となったことで、18節負担金補助及び交付金が3565万2千円の減額となり、人件費総体では3449万4千円の減額となっております。各科目の人件費で、人事院勧告に基づく給与改定分は説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

それでは、15から16ページをお開き下さい。1款議会費、1項議会費、1目議会費35万4千円の追加は、給与改定によるもの。17から18ページに移ります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1752万4千円の減。説明欄1の一般事務費、18節負担金補助及び交付金2028万9千円の減額は、職員退職手当組合負担金の負担率が千分の135から千分の67.5に変更となったことなどによるもの。2のふるさと納税特典付加事業、12節委託料200万円の減額は、ふるさと納税増収推進業務委託料で、返礼品PRに向けたポータルサイトの充実等を計画しましたが、ふるさと納税制度の改正に伴い、当町においては、返礼品の約9割を占めるトンネル熟成ワインの銘柄を公表することが禁じられたため、事業効果が見込めないことから業務委託を取り止めたもの。3目財産管理費181万8千円の減。説明欄1の庁舎維持管理費、12節委託料25万6千円の減額は、入札による執行残。2の町有建物維持管理費、10節需用費6万8千円の増額は、電気料金の高騰によるもの。11節役務費15万円の減額は、新規加入物件がなかったことによるもの。説明欄3の町有建物維持管理費、14節工事請負費から7の旧学校施設管理事業、12節委託料までの減額は、すべて入札による執行残。5目企画費169万2千円の追加は、18節負担金補助及び交付金で、説明欄1の定住移住促進対策経費の、まちの不動産屋さん運営費補助金39万6千円及び中古住宅流通交付金39万6千円の増額は、中古住宅売買2件分に係るもの。中古住宅取得物件リフォーム補助金5

0万円の増額は、リフォーム1件分に係るもので、詳細は、説明資料1ページのとおりです。2の定住移住支援事業の、定住移住促進住宅取得奨励金40万円の増額は、中古住宅4件増加によるもので、詳細は説明資料2ページのとおりです。8目諸費17万8千円の追加は、18節負担金補助及び交付金の街路灯新設改良事業補助金で、新設1基及び電気料金高騰対策として、既存1基のLED化改良に対するもので、詳細は説明資料3ページのとおりです。9目財政調整基金費3708万2千円の追加は、24節積立金で、歳入歳出差引余剰金を積立てるもの。11目ふるさとづくり基金費231万8千円の追加は、24節積立金で、説明欄1の積立金は、ふるさと納税増収推進業務委託事業の中止による減額補正分200万円の積立。21から22ページに移りまして、説明欄2の積立金は、歳入における奨学金貸付金元金収入が31万8千円増額となったことによる積立。14目企業版ふるさと納税基金費1200万円の追加は、24節積立金で、3法人から頂いた寄附金を積立てるもの。23から24ページに移ります。2項徴税费、1目税務総務費80万円の追加は、給与改定によるもの。25から26ページに移ります。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費868万5千円の追加。2節給料から4節共済費までは、人事異動による減額。12節委託料927万3千円の増額。説明欄2の戸籍住民基本台帳費の社会保障税番号制度システム整備委託料619万3千円の増額は、住民基本台帳ネットワークシステムを改修するもので、詳細は説明資料4ページのとおりです。説明欄3の戸籍電算化事業の戸籍システム改修業務委託料308万円の増額は、戸籍情報システムを改修するもので、詳細は説明資料5ページのとおりです。いずれも、戸籍法の改正に伴う対応で、全額国庫補助金により実施するもの。27から28ページに移ります。4項選挙費、2目北海道知事、道議議員選挙費51万2千円の減は、令和5年4月9日執行の知事及び道議選挙に係る執行残の減額。3目新冠町議会議員選挙費339万4千円の減は、令和5年4月23日執行の町議選挙に係る執行残の減額。29から30ページに移ります。5項統計調査費、1目指定統計調査費4万4千円の追加は、統計調査費交付金の決定に伴い調整するもの。31から32ページに移ります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費7206万2千円の追加。19節扶助費333万2千円の増額。説明欄3の重度心身障害者医療給付費108万5千円の増額、4のひとり親家庭等医療給付費70万4千円の増額、5の子ども医療費給付費154万3千円の増額は、いずれも受診件数及び医療費の増加によるもので、詳細は説明資料6ページから8ページのとおりです。6のその他の福祉施策、18節負担金補助及び交付金43万7千円の増加は、社会福祉協議会補助金で、町職員の給与改定に準じた人件費及び燃料費の増などによるもので、詳細は説明資料9ページのとおりです。33から34ページに移ります。説明7の国民健康保険事業繰出金、27節繰出金40万2千円の増額は、国民健康保険特別会計で説明いたします。8の障害者自立支援事業、12節委託料27万5千円の増額は、障害者福祉システム一部改修委託料で、令和6年度の障害者福祉サービス等報酬改定に伴いシステム改修を行うもの。9の新冠町子ども発達支援センター事業、10

節需用費9万7千円の増額は、電気料金の高騰によるもの。10の未熟児養育医療給付費、22節償還金利息及び割引料1万円の増は、未熟児療養養育給付事業負担金返還金で、令和4年度の精算によるもの。11の住民税非課税世帯給付金事業（追加分）は、令和5年度新冠町住民税非課税世帯臨時特別給付金として、1世帯あたり3万円支給している現制度に、追加支援金として7万円を給付するもので、対象世帯921世帯を見込み事務費として、3節職員手当等40万円、10節需用費24万7千円、11節役務費57万9千円、給付費として18節負担金補助及び交付金に6447万円を増額するもので、詳細は説明資料10ページのとおりです。2目老人福祉費171万6千円の減。12節委託料63万8千円の増額。説明欄1の新冠町移送サービス事業、委託料45万4千円の増額は、町職員の給与改定に準じた人件費及び燃料費の増などによるもので、詳細は説明資料11ページのとおりです。2の高齢者等生活援助事業、委託料18万4千円の増額は、町職員の給与改定に準じた人件費及び燃料費の増などによるもので、詳細は説明資料12ページのとおりです。18節負担金補助及び交付金171万2千円の減額は、3の日高中部広域連合負担金で、主に前年度と本年度の派遣職員人件費差額分で、詳細は説明資料13ページのとおりです。27節繰出金64万2千円の減額は、介護サービス特別会計で説明いたします。35から36ページに移ります。3目後期高齢者医療費566万1千円の減。18節負担金補助及び交付金535万7千円の減額は、療養給付費負担金で、令和5年度負担金確定によるもの。27節繰出金30万4千円の減額は、後期高齢者医療特別会計で説明いたします。4目地域包括支援センター費165万3千円の減。2節給料から4節共済費までは、正職員退職により1名減員、及び会計年度任用職員1名採用による増員による差額を減額するもの。12節委託料9万円の増額は、生活支援体制整備事業委託料で、町職員の給与改定に準じた人件費増分で、詳細は説明資料14ページのとおりです。5目老人福祉施設費8万5千円の追加は、10節需用費で、新冠及び節婦老人憩の家に係る電気料金高騰による増額。37から35ページに移ります。6目社会福祉施設費3万6千円の追加。10節需用費11万6千円の増額は、地域集会施設19か所に係る電気料金高騰によるもの。12節委託料8万千円の減額は、太陽開拓婦人ホーム排水管理委託料で、例年、自治会へ委託して排水堆積土砂等の除去を行っているものですが、本年度は当該地区における災害工事関係業者が地域貢献として実施頂いたことから委託が不要となったものでございます。7目生活館費18万8千円の追加は、給与改定によるもの。39から40ページに移ります。2項児童福祉費、2目児童福祉施設費59万5千円の追加。説明欄1の子ども子育て事業、18節負担金補助及び交付金120万9千円の増額は、施設型給付費で対象児童が10月から1名増加のほか、10月及び11月のみ2名増加したことによるもので、詳細は説明資料15ページのとおりです。2の児童館運営費83万2千円の減額は、会計年度任用職員1名の採用が8月23日にずれ込み、加えて、常勤予定がパートに変更となったことにより人件費を調整したもので、41から43ページに移ります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費11万1千円の追加。18節負担金

補助及び交付金109万4千円の減額。中核病院機能維持負担金30万9千円の減額は、浦河赤十字病院に対する経営支援に係る負担金で、昨年度の収支決算状況により本年度は負担を見送ることになったもの。新ひだか町立静内病院婦人科運営負担金78万5千円の減額は、前年度の精算及び本年度の概算負担金確定によるもので、詳細は説明資料16ページのとおりです。2目予防費241万9千円の追加。12節委託料103万6千円の増額は、説明欄4の新型コロナウイルス感染症予防接種事業で、新型コロナウイルスワクチン7回目の接種にあたり、国との情報連携等に係るシステム改修を行うもので、詳細は説明資料17ページのとおりです。22節償還金利子及び割引料138万3千円の追加。説明欄1の妊娠期出産時支援事業の過年度分母子保健衛生費国庫補助金返還金5万4千円の増額は、出生数の減少により産婦健診及び産後ケア事業の活用人数が減少したことに伴い、補助金超過分を返還するもの。2の婦人健診過年度分感染症予防事業費等国庫負担金返還金7千円の増額は、各種がん検診の勧奨対象人数減少に伴い補助金超過分を返還するもの。3の伝染病予防接種の過年度分感染症予防事業費等国庫負担金返還金16万7千円の増額は、風しん抗体検査及び予防接種人数減少に伴い、補助金超過分を返還するもの。4の新型コロナウイルス感染症予防接種事業は、過年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金返還金1万円の増額は、事務費の執行残を返還するもの。過年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金114万5千円の増額は、接種件数の減少により執行残を返還するもの。43から44ページに移ります。3目環境衛生費30万3千円の追加。10節需用費13万5千円の増額は、説明欄2の空き家対策推進事業で、所有者不在空き家の老朽化による破損個所の飛散防止、安全対策として応急修繕処置するもので、詳細は説明資料18ページのとおりです。45から46ページに移ります。3項水道費、2目簡易水道費188万3千円の減は、27節繰出金で、簡易水道事業特別会計で説明いたします。47から48ページに移ります。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費14万7千円の追加は、給与改定によるもの。2目農業総務費76万円の追加は、給与改定によるもの。3目農業振興費87万3千円の減。49から50ページに移ります。説明欄2の緊急自然災害防止対策事業、14節工事請負費94万6千円の減額は、明和地区明渠排水柳谷地先排水路整備工事に係る入札執行残。5目牧野管理費586万3千円の減。説明欄1の預託牛管理費で、会計年度任用職員に係る人件費の減額は、新規採用が9月にずれ込んだため。10節需用費25万5千円の減額は、衛生薬剤の使用数量減量によるものでございます。18節負担金補助及び交付金6千円の減額は、ヨーネ病自主検査対策補助金で放牧預託頭数の減少によるもの。説明欄3の町有牛管理費で、一般職職員に係る人件費の減額は、新規採用を見送ったため。51から52ページに移ります。10節需用費85万円増額のうち、消耗品費97万円の減額は、肥育牛舎の収容頭数減少により敷料の交換回数減少によるもの。飼料費182万円の増額は、配合飼料の原材料価格の変動を踏まえ、当初予算では積算額の75%を計上したもので、11月～3月までの飼料費を再積算し不足額を増額するもの。4の和

牛センター管理費、10節需用費107万7千円の減額は、12月をもって預託肥育牛がいなくなるため、3月までの敷料及び飼料費を減額するもの。53から54ページに移ります。2項林業費、1目林業振興費54万4千円の追加。7節報償費20万円の増額は、有害鳥獣駆除対策事業の熊捕獲奨励報償金で、捕獲頭数の増加により10頭分を追加するもの。55から56ページに移ります。3項水産業費、1目水産業振興費7万2千円の追加は、給与改定によるもの。57から58ページに移ります。

6款商工費、1項商工費、2目観光費319万3千円の追加。10節需用費40万7千円の増額は、新冠温泉の温泉棟テラス窓防水修繕を行うもの。12節委託料246万1千円の増額は、新冠温泉の旧指定管理者である新冠ヒルズが販売した、割引入浴回数券等の利用者使用分については、現指定管理者である北海道ホテル&リゾートの収入が減となることから指定管理料により補填するものです。今回は、令和5年4月1日から10月31日までに使用された分を精算するもので、詳細は説明資料19ページのとおりです。59から60ページに移ります。

7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費29万7千円の減は、12節委託料で入札による執行残。2目道路維持費4万円の減。説明欄1の町道維持補修費、12節委託料10万7千円の減額は、入札による執行残。2の町道維持補修費、12節委託料18万7千円の増額。町道維持管理業務委託料は、入札執行残の減額。町道未処理用地測量業務委託料は、本町の浜通り線において道路用地を新たに取得するための測量費の増額で、金額の未掲載は、今後執行する入札の予定価格を考慮したもの。14節工事請負費5万8千円の減額は、入札による執行残。16節公有財産購入費34万5千円の増額は、本町の浜通り線における道路用地の取得及び、美宇地区における道路排水敷地を取得するもので、詳細は、説明資料20ページのとおりです。3の緊急自然災害防止対策事業、14節工事請負費40万7千円の減額は、入札による執行残。3目道路新設改良費18万4千円の追加。14節工事請負費20万9千円の減額は、入札による執行残。61から62ページに移ります。2項河川費、1目河川総務費95万円の減。12節委託料15万4千円の減額及び、14節工事請負費125万4千円の減額は、いずれも入札による執行残。16節公有財産購入費45万8千円の増額は、太陽地区において河川敷地2か所を購入するもので、詳細は説明資料21ページのとおりです。63から64ページに移ります。3項住宅費、1目住宅管理費139万2千円の追加は、公営住宅の長期入居者退去件数の増加に伴い、退去後の室内修繕費が予想以上に嵩み、今後執行する修繕料が不足するため増額するものです。2目住宅建設費310万5千円の減。2節給料から4節共済費までの減額は、採用予定の建築士1名が採用に至っていないため、既に経過した11月までの人件費を減額するもの。12節委託料67万1千円の増額は、来年度に予定していたひがつら団地の外部改修耐力度調査業務について、国から本年度の交付金予算に余裕があることから、事業の前倒し要請を受け実施するもので、詳細は説明資料22ページのとおりです。14節工事請負費128万7千円の減額は、入札による執行残。65から66ページに移ります。4

項下水道費、1目下水道整備費87万6千円の減は、27節繰出金で、下水道事業特別会計で説明いたします。67から68ページに移ります。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費133万2千円の減は、18節負担金補助及び交付金で、日高中部消防組合本部経費負担金38万1千円の増額は、給与改定によるもの。日高中部消防組合支署経費負担金171万3千円の減額は、歳入における前年度繰越金271万2千円増額と、歳出における給与改定分99万9千円増額の差引き余剰額を計上。69から70ページに移ります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費1416万円の減。説明欄1の事務局費、18節負担金補助及び交付金のうち職員退職手当組合負担金1536万円の減は、負担金率減によるもの。3の学校教育振興補助、18節負担金補助及び交付金82万8千円の増額は、中学校部活動の卓球、吹奏楽、男子バレーボールの全道大会出場経費に対する補助金で、詳細は説明資料23ページのとおりです。20節貸付金60万円の減額は、奨学金の貸付が当初見込みより1名少なかったことによるもので、詳細は説明資料24ページのとおりです。5の外国語指導助手招致事業の、1節報酬1万4千円及び、71ページから72ページに移りまして、4節共済費4万3千円の増額は、新規のALTの雇用開始日が、8月1日から7月31日に変更となったことによるもの。8節旅費3万8千円の減額は、雇用満期により帰国したALTに係る飛行機代金の執行残。18節負担金補助及び交付金3万4千円の減額は、新規ALTに係る飛行機代金の減額によるもの。4目児童生徒輸送費26万3千円の追加。10節需用費61万4千円の増額は、新型コロナ禍により中止してきた校外学習等の再開による臨時運行便の増加及び燃料費高騰によるもの。12節委託料35万1千円の減額は、入札による執行残。73から74ページに移ります。2項小学校費、1目学校管理費268万円の追加。14節工事請負費60万5千円の減額は、入札による執行残。17節備品購入費142万6千円の増額は、新型コロナ臨時交付金及び学校保健補助金を活用した感染症予防対策を講じるため、新冠小学校及び朝日小学校に換気用パーテーション、大型送風機、温室計などを購入するもので、詳細は説明資料25ページのとおりです。75から76ページに移ります。3項中学校費、1目学校管理費172万2千円の追加。17節備品購入費で72万6千円の増額は、新型コロナ臨時交付金及び学校保健補助金を活用した感染症防止対策を講じるため、新冠中学校に換気用パーテーション、大型送風機、温室計などを購入するもので、詳細は説明資料26ページのとおりです。77から78ページに移ります。4項認定こども園費、1目認定こども園費106万9千円の減は、正職員1名退職に伴う減額。79から80ページに移ります。5項社会教育費、1目社会教育総務費102万8千円の減は、人事異動による減額。2目レ・コード館事業推進費10万3千円の減。説明欄1のレ・コード館運営事業、10節需用費58万5千円の増額は、電気料及び燃料費高騰によるもの。12節委託料11万1千円の減額及び、3のレ・コード館整備事業、14節工事請負費23万1千円の減額は、いずれも入札による執行残。4のレコードプラザ運営事業、1節報酬から、81ページから82ページ

に移り、4節共済費及び8節旅費までは、パート会計年度任用職員2名の中途採用による増額と、常勤会計年度任用職員1名の育児休業に伴う減額。3目図書費81万3千円の追加。1節報酬43万9千円及び、8節旅費7千円の増額は、図書代替司書パート会計年度任用職員の勤務日数増加によるもの。4目青少年育成費40万5千円の追加は、給与改定によるもの。6目青年の家費16万2千円の追加は、給与改定のほか、83から84ページに移りまして、12節委託料2万5千円の減額は、入札による執行残。7目町民センター費64万5千円の追加は、10節需用費で、電気料及び燃料費高騰によるもの。85から86ページに移ります。6項保健体育費、1目保健体育総務費90万9千円の追加。18節負担金補助及び交付金13万8千円の増額は、町スポーツ協会補助金で全道大会及び全国大会に出場する、5団体1個人に対するもので、詳細は説明資料27ページのとおりです。2目体育施設費95万6千円の追加は、10節需用費で、スポーツセンターの燃料費及び節婦体育館の電気料と燃料費の高騰によるもの。87から88ページに移ります。7項学校給食費、1目学校給食費349万6千円の追加。10節需用費364万1千円の増額は、物価高騰による給食材料費で、昨年度実績から約14%の増加を見込んで計上。詳細は説明資料28ページのとおりです。12節委託料14万5千円の減額は、入札による執行残。89から90ページに移ります。11款公債費、1項公債費、1目元金5万4千円の追加は、平成25年度臨時財政対策債について、借入から10年が経過したことによる利率見直しに伴う元金償還額の増額。2目利子50万円の追加は、平成25年度臨時財政対策債について、借入から10年が経過したことによる利率見直しに伴い11万6千円が減額、また未確定であった令和5年度借入分利率確定に伴い61万6千円が増額となり、この差引増額分を計上しております。

次に、歳入について、説明いたしますので、9ページから10ページをお開き願います。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税2834万円の追加は、社会福祉費の単位費用増による増額。13款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産業使用料88万円の減は、牧野使用料で預託牛の入牧遅れによる延べ頭数減によるもの。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金19万円の追加。1節社会福祉費国庫負担金24万8千円の減額で、国民健康保険基盤安定費負担金23万7千円の減額は、保険者支援分に対するもの。未就学児均等割保険料負担金1万1千円の減額は、未就学児均等割の軽減に対するもの。2節児童福祉費国庫負担金43万8千円の増額は、施設型給付費国庫負担金で、対象児童の増加による給付費に対するもの。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金7598万9千円の追加。1節総務管理費国庫補助金7290万9千円の増額で、社会保障税番号制度システム整備費補助金619万3千円の増額は、住民基本台帳ネットワークシステム改修に対するもの。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金102万円の増額は、学校における感染症予防対策用備品の購入に対するもの。電力ガス食料品等価格高騰重点支援地方交付金6569万6千円の増額は、新冠町住民税非課税世帯臨時特別給付金の追加給付に対するもの。3節戸籍住民基本台帳費国庫補助金30

8万円の増額は、戸籍情報システム改修に対するもの。2目民生費国庫補助金12万3千円の追加は、障害者総合支援事業費補助金で、障害者福祉システム改修に対するもの。3目衛生費国庫補助金103万6千円の追加は、新型コロナワクチン7回目接種に係る健康情報システム改修に対するもの。4目土木費国庫補助金26万5千円の減額は、ひがつら団地外部改修工事費及び汐見団地公営住宅解体工事費の減額分と、ひがつら団地外部改修耐力度調査業務前倒し分の増額の差引分を計上しております。5目教育費国庫補助金102万円の追加は、学校における感染症予防対策用備品の購入に対するもの。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金32万3千円の追加。1節社会福祉費道負担金10万4千円の増額で、国民健康保険基盤安定費負担金4万6千円の増額は、保険者支援分及び保険税軽減分に対するもの。後期高齢者医療基盤安定費負担金6万3千円の増額は、負担金の額の確定に伴うもの。未就学児均等割保険料負担金5千円の減額は、未就学児均等割の軽減に対するもの。11から12ページに移ります。2節児童福祉費道負担金21万9千円の増額は、施設型給付費道負担金で、対象児童の増加による給付費に対するもの。2項道補助金、2目民生費道補助金169万円の追加。1節社会福祉費道補助金152万4千円の増額で、重度心身障害者医療給付事業費補助金66万6千円の増額、ひとり親家庭等医療給付事業費補助金49万円の増額並びに子ども医療給付事業費補助金36万8千円の増額は、いずれも医療費の増加分に対するもの。2節児童福祉費道補助金16万6千円の増額は、施設型給付費道補助金で、対象児童の増加による給付費に対するもの。3項道委託金、1目総務費道委託金51万5千円の減。4節統計調査費道委託金4万4千円の増額は、交付金の額の決定によるもの。5節選挙費道委託金55万9千円の減額は、知事道議選挙費の執行残によるもの。3目農林水産業費道委託金8万8千円の増額は、1節農業費道委託金で、道営土地改良事業監督等補助業務委託金5万1千円の増額及び、新冠地区地すべり防止区域点検業務委託金3万7千円の増額は、事業費確定によるもの。5目土木費道委託金8万1千円の増額は、新冠川厚別川樋門樋管操作委託金で、事業費確定によるもの。16款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入17万6千円の追加は、準用河川比宇川の土砂採取量増加によるもの。17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金1200万円の追加は、3法人からの企業版ふるさと納税寄附金。18款繰入金、1項基金繰入金、1目ふるさとづくり基金繰入金60万円の減は、奨学金貸付金の減額によるもの。3目財政調整基金繰入金88万円の減は、歳入歳出差引で財源に余剰が出たため繰入をせずに減額するもの。20款諸収入、3項貸付金元利収入、13から14ページに移りまして、5目奨学金貸付金元金収入31万8千円の追加は、返還開始4名増によるもの。4項雑入、5目雑入59万5千円の減は、牧野における入牧延べ頭数減による薬剤使用料減によるもの及び、入退牧時の運搬頭数減による預託者負担金の減額。5項受託事業収入、1目受託事業収入271万9千円の減。介護予防地域支援事業受託事業収入9万円の増額は、生活支援体制整備事業委託料に対するもの。和牛センター預託料280万9千円の減は、新規受入予定頭数12頭に対して、受入れ実績がなかったことによるもの。21款町

債、1項町債、1目総務債から9目教育債までにつきましては、5ページの地方債の補正で説明したとおりですので省略させていただきます。

以上が、議案第62号、令和5年度新冠町一般会計補正予算についての提案理由です。御審議を賜り提案のとおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第29 議案第63号～日程第30 議案第64号

○議長（氏家良美君） 日程第29、議案第63号、令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算、日程第30、議案第64号、令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第63号、令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算。このたびは第2回目の補正となります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4509万円にしようとするものです。

事項別明細書の歳出より説明申し上げますので、8ページから9ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費42万8千円の追加。2節給料1万3千円、3節職員手当等4万7千円、4節共済費4千円の増額は、人事院勧告による給与改定によるものです。12節委託料145万3千円の増額は、令和6年4月から適用する地方公営企業法における、上下水道料金のコンビニ収納を可能とするため、令和5年度中に改修を実施するためのものがございます。なお、このたびのシステム改修は、上下水道の各事業に共通したものであることから、事業割合で案分補正しており、当会計では70%分の委託料費について補正計上しております。詳細は説明資料29ページのとおりです。

18節負担金補助及び交付金30万1千円の減額は、人事院勧告による給与改定によるものです。26節公課費78万8千円の減額は、消費税の確定によるものです。10ページから11ページに移ります。2款施設費、1項施設費、1目維持費100万3千円の減。10節需用費79万2千円の増額は、太陽浄水場No.2コンプレッサーの圧力センサー部が

故障し、動作不良を起こしており、圧縮空気にオイルが混入することから、修理するための修繕料。12節委託料62万5千円の減額は、新冠節婦地区管路図面作成業務委託ほか2件の入札による執行残。14節工事請負費41万8千円の減額は、メーター器交換取付け工事ほか3件の入札による執行残。15節原材料費75万2千円の減額は、メーター器交換材料購入の入札による執行残であります。12ページから13ページに移ります。3款公債費、1項公債費、2目利子2万1千円の減。長期債に関わる利率の改定によるものです。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページから7ページをお開き願います。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金188万3千円の減。歳入歳出精査に伴う剰余金を一般会計に繰り戻すものです。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金128万7千円の追加、前年度繰越金の財源化です。

以上、議案第63号、令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。御審議を賜り提案どおり御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

引き続き、議案第64号の提案理由を申し上げますので、お開き願います。

議案第64号、令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算、このたびは第2回目の補正となります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ985万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9199万1千円にしようとするものです。

地方債の補正がありますので3ページをお開きください。第2表、地方債補正、変更です。起債の目的、下水道施設整備事業は、社会資本整備総合交付金事業を活用して実施した、マンホールポンプ所長寿命化工事ほか1件に係るもので、限度額1680万円を変更後、480万円減の1200万円にしようとするものです。入札執行残及び交付金内示額削減に伴う減でございます。なお、起債の方法利率償還方法については変更ありません。

事項別明細書歳出より説明いたしますので、9ページから10ページをお開き願います。1款下水道費、1項下水道費、1目一般管理費37万8千円の追加。1の下水道一般管理事業24万5千円の減。2節給料1万5千円、3節職員手当等5万4千円、4節共済費4万5千円の増額は、人事院勧告による給与改定によるものです。18節負担金補助及び交付金31万7千円の減は、定年引上げに伴う退職手当組合負担金が納付特例措置適用により、負担率が2分の1減となったことによる減額。26節公課費4万2千円の減は、消費税の確定によるものです。2の使用料調定収納事業62万3千円の追加。12節委託料で、令和4年4月から適用する地方公営企業法における上下水道料金のコンビニ収納を可能とするため、令和5年度中に改修を実施するためのものです。なおこのたびのシステム改修は上下水道の各事業に共通したものであることから、事業割合で案分補正しており、当会

計では30%分の委託料費について補正計上しております。詳細は説明資料30ページのとおりです。2目施設管理費26万4千円の減。1の下水道管渠施設管理事業5万5千円の減。12節委託料で、管路施設維持管理業務委託料の入札執行残、2のポンプ場施設管理事業20万9千円の減。12節委託料で、ポンプ場管理業務委託料の入札執行残であります。3目下水道建設費、1の下水道建設事業補助1001万円の減。12節委託料49万5千円の減額は、新冠町特定環境保全公共下水道事業ストックマネジメント計画策定業務委託の入札執行残。14節工事請負費951万5千円の減額は、高江No.4マンホールポンプ所ほか、汚水ポンプ長寿命化工事ほか1件の入札執行残及び交付金内示額削減に伴う減です。詳細は説明資料31ページのとおりです。11ページから12ページに移ります。2款公債費、1項公債費、2目利子44万6千円の追加。長期債に係る利率の改定によるものです。

次に、歳入について説明いたしますので、7ページから8ページをお開き願います。2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金500万5千円の減。新冠町特定環境保全公共下水道事業ストックマネジメント計画策定業務ほか工事2件に係る事業費の確定によるもの。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金87万6千円の減、歳入歳出精査に伴う剰余金を一般会計に繰り戻すもの。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金83万1千円の追加。前年度繰越金の財源化です。5款町債、1項町債、1目下水道債480万円の減。地方債の補正で説明申し上げたとおりです。

以上、議案第64号、令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。御審議を賜り提案どおり御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第31 議案第65号～日程第32 議案第66号

○議長（氏家良美君） 日程第31、議案第65号、令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算日程第32、議案第66号、令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 議案第65号、令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算について、提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算。このたびは1回目の補正となります。令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5086万8千円にしようとするものです。

補正内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8ページから9ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費41万6千円の追加。説明欄1の一般管理費、12節委託料41万6千円の増額は、令和6年1月1日より施行される、産前産後期間相当分の国保税免除に対応するため、国保標準システムの改修を行うものです。2目連合会負担金209万円の減。説明欄1の連合会負担金、18節負担金補助及び交付金209万円の減額は、北海道国保連合会負担金のうち、第3期データヘルス計画策定支援事業に係る予算を本予算科目で措置をしていましたが、保険者努力支援交付金等の交付要綱改正に伴い、引き続き補助対象とするには、5款2項1目の保健衛生普及費への予算科目の変更が必要となったため、本科目から減額し、同額を保健衛生普及費で計上します。10ページから11ページに移ります。5款保健事業費、1項1目ともに特定健康診査等事業費341万円の減。説明欄1の特定健康診査等事業費、12節委託料341万円の減額は、特定健診受診率向上支援業務委託料に係る予算を本予算科目で措置をしていましたが、保険者努力支援交付金等の交付要綱改正に伴い、引き続き補助対象とするには、2項保健事業費、1目保健衛生普及費への予算科目の変更が必要となったため、本科目から減額し同額を保健衛生普及費で計上します。12ページから13ページに移ります。2項保健事業費、1目保健衛生普及費550万円の追加。説明欄1の保健衛生普及費、12節委託料341万円の増額及び18節負担金補助及び交付金209万円の増額は、先ほど御説明しました予算科目の変更に伴う増額で、特定財源として保険者努力支援交付金及び特別調整交付金が措置されますので、一般財源の負担はありません。14ページから15ページに移ります。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金9万2千円の追加。説明欄1の償還金、22節償還金利子及び割引料9万2千円の増額は、道負担金として、令和4年度に交付された保険給付費等普通交付金及び特別交付金が確定したことに伴い、超過交付となった9万2千円を返納するものです。

次に、歳入の説明をいたしますので、6ページから7ページをお開きください。4款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金41万6千円の追加。2節保険給付費等特別交付金41万6千円の増額は、産前産後期間相当分の国保税免除に対応するために行う国保標準システムの改修費に対して交付されるもの。6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金40万2千円の追加。1節保険基盤安定繰入金25万4千円の減額は、低所得者に対する国保税軽減分への公費負担として、一般会計から繰入れするもので、額の確定により減額するもの。2節未就学児均等割保険保険料繰入金2万2千円の減額は、未就学児の均等割軽減分への公費負担として、一般会計から繰入れするもので、額の確定により減額するもの。3節その他一般会計繰入金67万8千円の増額は、国保安定化支援事業として繰入れするもので、当町は、後期高齢被保険者が特に多い場合に該当し、北海道から示された額を計上するものです。2項1目ともに基金繰入金126万5千円の追加。1節基金繰入金126万5千円の増額は、歳入歳出差引きで生じた財源不足分を繰入れするものです。7款1項1目ともに繰越金157万5千円の減。1節繰越金157万5千円

の減額は、前年度繰越金の額の確定に伴い減額するものです。

以上が、議案第65号、令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算についての提案理由でございます。御審議を賜り提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

引き続き、議案第66号の提案理由を申し上げますので、お聞き願います。議案第66号、令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算。このたびは1回目の補正となります。令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8875万5千円にしようとするものです。

補正内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8ページから9ページをお開き願います。2款1項1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金6万円の追加。説明欄1の後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金補助及び交付金6万円の増額は、北海道後期高齢者医療広域連合へ納める負担金で、事務費に対する負担金2万4千円の減額、及び低所得者への保険料軽減分を負担する。保険基盤安定分負担金8万4千円の増額は、いずれも負担額の確定によるものです。

次に、歳入の説明をいたしますので、6ページから7ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金38万8千円の減。1節事務費繰入金38万8千円の減額は、北海道後期高齢者医療広域連合へ納める事務費負担金及び一般会計が負担する事務費の確定による減額です。2目保険基盤安定繰入金8万4千円の追加。1節保険基盤安定繰入金8万4千円の増額は、低所得者に対する保険料軽減分への公費負担として、一般会計から繰入れするもので、額の確定により増額するもの。4款1項1目共に繰越金36万4千円の追加。1節繰越金36万4千円の増額は、前年度繰越金の額の確定に伴う財源化です。

以上が、議案第66号、令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由でございます。御審議を賜り提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第33 議案第67号

○議長（氏家良美君） 日程第33、議案第67号、令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 議案第67号、令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由について、御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算。このたびは2回目の補正でございます。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ405万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9974万6千円としようとするものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたしますので、8ページから9ページをお開きください。3歳出、1款総務費、1項一般管理費、1目施設介護サービス事業費382万6千円の減額。1節報酬6万3千円の増は、パートタイム会計年度任用職員の給与改定による増額。2節給料から4節共済費までは、人事院勧告による給与改定による増額と、職員1名の育児休業による減額で調整したもの。8節旅費2万4千円の減は、パートタイム会計年度任用職員の雇用日数調整による、通勤手当分の減額。10節需用費151万9千円の増額。消耗品費は、新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品の購入で、10月24日から11月3日までの間、入所者27名、職員11名が感染し、備蓄していた消毒液、グローブ等を使用したもので、今後に備え、追加で購入するもの。光熱水費、燃料費の増額は、電気料及び重油の単価値上がりによるものです。18節負担金補助及び交付金566万6千円の減は、退職手当組合負担金の負担率改定及び、育児休業による減額です。次に、10ページから11ページをお開きください。2目短期入所生活介護事業費22万6千円の減額。1節報酬1万円の増は、パートタイム会計年度任用職員の給与改定による増額。2節給料から4節共済費までは、人事院勧告による給与改定に伴う増額及びパートタイム会計年度任用職員1名の退職及び採用による減額で調整したもの。8節旅費7万2千円の減は、パートタイム会計年度任用職員1名退職による通勤手当分の減額。10節需用費14万5千円の増。光熱水費、燃料費の増額は、電気料及び重油の単価値上げによるもの。18節負担金補助及び交付金55万9千円の減は、退職手当組合負担金の負担率改定による減額です。

次に、歳入について御説明いたしますので、6ページから7ページをお開きください。2歳入、1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目施設介護サービス費収入380万9千円の減。入所者の長期入院増加によるサービス費収入の減額。2目居宅介護サービス費収入147万8千円の減。ショートステイ利用者の介護度低下及び所得階層変動に伴う収入減。2項自己負担金収入、1目自己負担金収入204万8千円の減。入所者の長期入院増加による自己負担金収入の減額及びショートステイ利用者の介護度低下及び所得階層変動による自己負担金収入の減少。3項特定介護サービス費収入、1目施設特定介護サービス費収入63万3千円の減。入所者の長期入院増加による補足給付費収入の減額。2目居宅特定介護サービス費収入45万2千円の増。ショートステイ利用者の所得階層変動に伴う補足給付費収入の増額。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金64万2千円の減額。歳入の財源調整分として繰入れている一般会計からの繰入金を繰戻す

もの。3款繰越金、1項1目1節いずれも繰越金395万円の追加。前年度繰越金の残額を全額予算化するもの。4款諸収入、1項雑入、1目雑入15万6千円の追加。入所者稼働率減少に伴う負担金の減。デイサービスセンター光熱水費の増は、電気料及び重油単価の値上がりによるもの。

以上が、議案第67号の提案理由の説明でございます。御審議を賜り提案どおり御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第34 議案第68号

○議長（氏家良美君） 日程第34、議案第68号、令和5年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山診療所事務長。

○国保診療所事務長（杉山結城君） 議案68号、令和5年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

議案の1ページを御覧ください。今回は第2回目の補正になります。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ116万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億657万7千円にしようとするものであります。

第2条の地方債の補正について説明がありますので、3ページをお開き願います。第2表、地方債補正、1変更です。新冠町立国保診療所改築事業に関する地方債の借入れを予定しておりましたが、改築事業の延期に伴い、借入れを予定していた事業全てが、起債借入れ対象外となることから、借入れ限度額1510万円の借入れ全額を減額しようとするものであります。なお、事業対象としていた内容は、移転改築用地の測量業務委託、施設本体の外構整備に係る実施設計業務委託、建設予定地にあります、長年使用していない医師住宅の解体工事の3件に対する起債の借入れを予定していたものです。

次に、歳入歳出予算の補正について、事項別明細書歳出より説明いたしますので、9ページをお開きください。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費26万7千円の減額、次の10ページを御覧ください。2節給料10万4千円、3節職員手当等26万2千円、4節共済費15万6千円については、人事院勧告に基づく事務職員の給与改定等による予算の追加。18節負担金補助及び交付金78万9千円の減額。主な理由といたしましては、事務職員の退職手当の利率変更等による減額。次の11ページに移ります。2款1項1目ともに医療費89万6千円の減額、次の12ページを御覧ください。2節給料518万3千円、3節職員手当等220万円、4節共済費3万8千円については、医療技術職員に係る給与改定等による予算の追加に加え、病気による長期休暇取得職員及び産前産後育児休業取得職員の補充看護師等の人件費の追加。18節負担金補助及び交付金831万7千円の減額。主な理由といたしましては、医療技術職員に係る退職手当の率変更等によ

る減額です。

次に、歳入の説明をいたしますので、7ページ及び8ページをお開きください。5款1項1目ともに繰越金1393万7千円の追加。令和4年度から令和5年度に予算繰越しする予定額の一部を財源化するもの。7款町債、1項町債、1目施設設備整備費1510万円の減額、新冠町立国保診療所改築事業債については、移転改築の延期に伴い、起債借入れ対象外となることから、予算の取下げをするものです。

以上が、議案第68号の提案理由でございます。御審議を賜り原案どおり御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後3時20分 散会)